

第2期奈半利町子ども・子育て支援事業計画

(令和2年度～令和6年度)

【案】

令和2年2月時点

奈 半 利 町

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の性格と位置づけ	2
3 計画の期間	2
4 計画の策定方法	3
第2章 子どもと子育て家庭を取り巻く状況	4
1 奈半利町の現状	4
2 ニーズ調査結果の概要	14
第3章 計画の基本的な考え方	24
1 基本理念	24
2 基本的視点	25
3 基本目標と施策体系	26
第4章 子ども・子育て支援施策の展開	28
1 安心して子どもを産み育てられる環境づくり	28
2 すべての子どもの成長を支える環境づくり	34
3 子どもと子育て家庭にやさしい環境づくり	38
第5章 主要事業の量の見込みと提供体制	40
1 子ども・子育て支援新制度の基本的な枠組み	40
2 教育・保育の量の見込みと提供体制	43
3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制	47
4 幼児期の教育・保育の一体的な提供及び推進方策	59
5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施	60
6 新・放課後子ども総合プラン	61
第6章 計画の推進	64
1 計画の推進体制	64
2 進捗状況の管理	64
資料編	65

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

少子化の進行や出生率の長期的な低下が進み、本格的な人口減少社会が到来する中、社会全体で子どもの健やかな成長や子育てを支援するための新たな仕組みを構築し、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大、地域の子ども・子育て支援の充実を推進するための「子ども・子育て関連3法」が平成24年に成立しました。

これら3法に基づく「子ども・子育て支援新制度」では、市町村を実施主体として、地域の様々な子ども・子育て支援のニーズを踏まえた「子ども・子育て支援事業計画」の策定を義務づけ、計画的に子ども・子育て支援の充実を図ることとしています。

また、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資するため、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進する次世代育成支援対策推進法が改正され、令和7年3月31日までの10年間延長されました。

本町では、平成27年3月に、これまで町が取り組んできた次世代育成に関する施策のうち、引き継ぐべき事項を付加した「奈半利町子ども・子育て支援事業計画」（以下「第1期計画」という。）を策定し、地域の実情に応じた質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業が総合的かつ効率的に提供されるよう、様々な施策を計画的・総合的に推進してきました。しかしながら、核家族化や地域のつながりの希薄化、就労する保護者の増加など、社会生活上の変化により、子どもや子育てをめぐる環境は依然として厳しい状況にあり、また、子育てに不安や孤立、負担を感じる家庭も少なくありません。

このような状況を踏まえ、今後は、幼児教育・保育の無償化、働き方改革など、子育てや暮らしのあり方が多様化していく中で、保護者がどのように子育てしたいか、働きたいか、暮らしたいか、といった当事者の視点に立った子育て支援が求められています。

第1期計画が令和元年度でその計画期間を終了することを受け、これまでの取組を振り返るとともに、今後の子ども・子育て支援における本町のあり方を定め、地域の協力のもと、子育て支援の各事業を計画的に推進していくため、「第2期奈半利町子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」という。）を策定するものです。

*** 子ども・子育て関連3法 ***

- 子ども・子育て支援法
- 認定こども園法の一部改正法
- 子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

2 計画の性格と位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、町内のすべての子ども・子育て家庭を対象とし、国が定める基本指針に即して、教育・保育その他の子ども・子育て支援が適切に提供されるよう、提供体制の確保及び法に基づく業務の円滑な実施について定めるものです。

また、次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」としても位置づけ、これまで本町が取り組んできた次世代育成に関する施策を継承した計画とします。

本計画の策定にあたっては、国の動向や町の現状を踏まえるとともに、これまでの町の取組との継続性を保ち、同時に様々な分野の取組を総合的、一体的に進めるため、「奈半利町総合計画」を上位計画として、保健福祉関連分野の各計画と整合性を図りながら策定するものです。

*** 子ども・子育て支援法から抜粋 ***

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第61条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

3 計画の期間

本計画は、子ども・子育て支援法の規定に基づき、令和2年度～令和6年度までの5年間とします。

また、社会情勢の変化の中で、本計画における施策が効果的に実現するよう、進捗状況を管理するとともに、必要に応じて見直しを行うなど弾力的な対応を図ります。

	平成27年度 ～令和元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
奈半利町 子ども・子育て 支援事業計画	第1期計画	第2期計画				

4 計画の策定方法

本計画の策定にあたり、確保を図るべき教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」を算出するための基礎資料とするとともに、子育ての状況と意識、行政施策へのニーズなどを把握することを目的に、就学前児童及び小学生のいる世帯を対象としたアンケート形式のニーズ調査を実施しました。

また、子ども・子育て支援のあり方について幅広い意見の集約を行い、その内容を反映させることを目的として、住民や関係機関・団体の代表などで構成する「奈半利町子ども・子育て会議」を設置し、子ども・子育て会議における議論を中心に策定を行います。

さらに、奈半利町教育委員会を中心に、高知県との調整を行いつつ、庁内の関係各課で検討及び協議を行い、円滑な策定に向けて取り組むほか、住民の意見を計画に反映する手段として、パブリックコメントの実施を予定しています。

【ニーズ調査の実施概要】

①奈半利町 子どもの成長と子育て支援に関するアンケート調査(就学前児童用)	
調査地域	奈半利町全域
調査対象者	町内在住の就学前の子どものいる世帯の保護者
抽出方法	住民基本台帳による上記対象者を母集団とする系統抽出
配布数	87
有効回収数	57(有効回収率 65.5%)
調査方法	郵送配布・施設配布 — 郵送回収・施設回収
調査期間	平成 31 年2月1日 ~ 平成 31 年2月 12 日
②奈半利町 子どもの成長と子育て支援に関するアンケート調査(小学校児童用)	
調査地域	奈半利町全域
調査対象者	町内在住の小学生のいる世帯の保護者
抽出方法	住民基本台帳による上記対象者を母集団とする系統抽出
調査方法	郵送配布・施設配布 — 郵送回収・施設回収
配布数	88
有効回収数	75(有効回収率 85.2%)
調査期間	平成 31 年2月1日 ~ 平成 31 年2月 12 日

(注)有効回収数とは、回収数のうち、無記入や拒否等の無効票数を除いた数

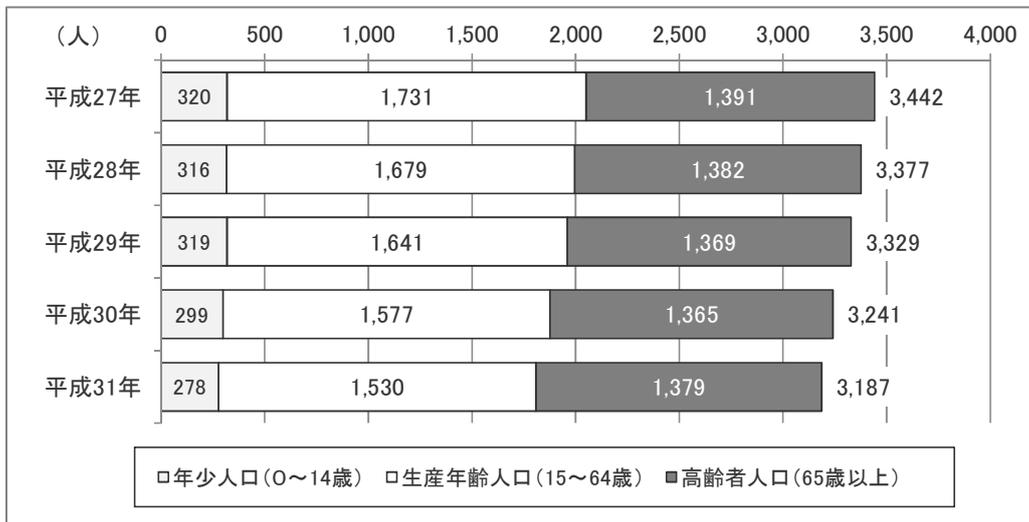
第2章 子どもと子育て家庭を取り巻く状況

1 奈半利町の現状

(1) 人口の動向

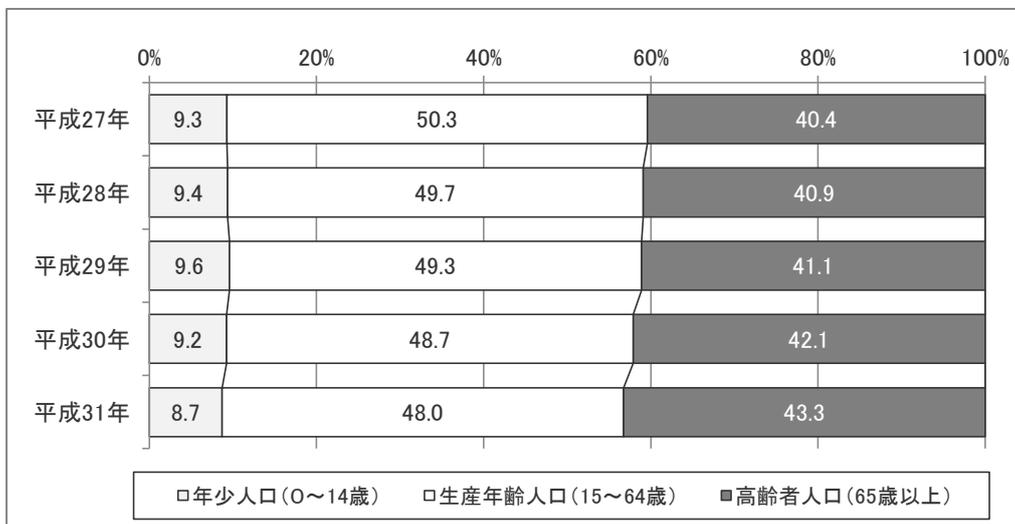
本町の総人口は緩やかに減少を続け、平成31年4月1日時点の人口総数は3,187人となっています。年少人口（0～14歳）は、ここ5年間で42人の減少となり、総人口に占める割合も減少傾向で推移している一方、高齢者人口（65歳以上）の総人口に占める割合は増加しており、人口減少と少子高齢化が進行しています。

【年齢3区分別人口の推移】



資料:住民基本台帳(各年4月1日)

【年齢3区分別人口割合の推移】



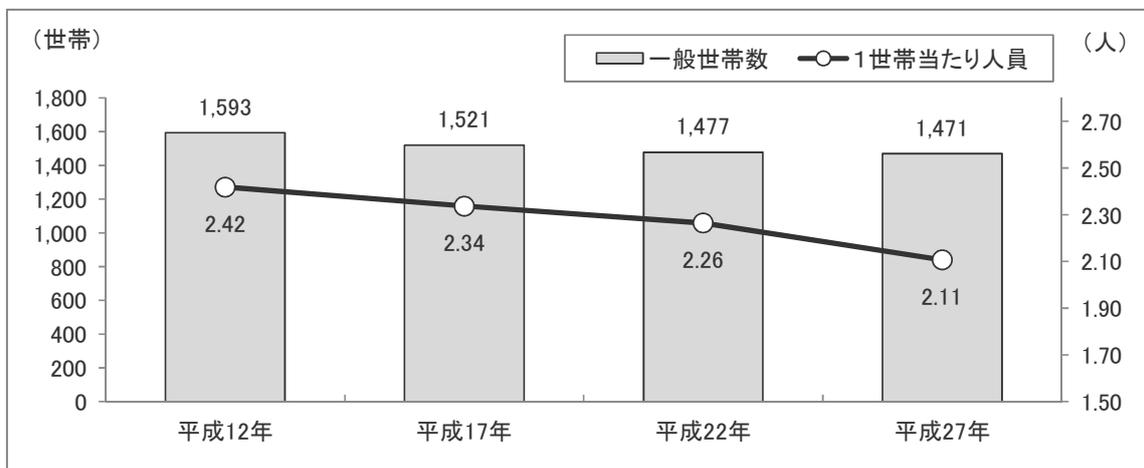
資料:住民基本台帳(各年4月1日)

(2) 世帯の状況

① 一般世帯数、1世帯当たり人員の推移

本町の一般世帯数、1世帯当たり人員は、ともに年々減少しています。

【一般世帯数、1世帯当たり人員の推移】

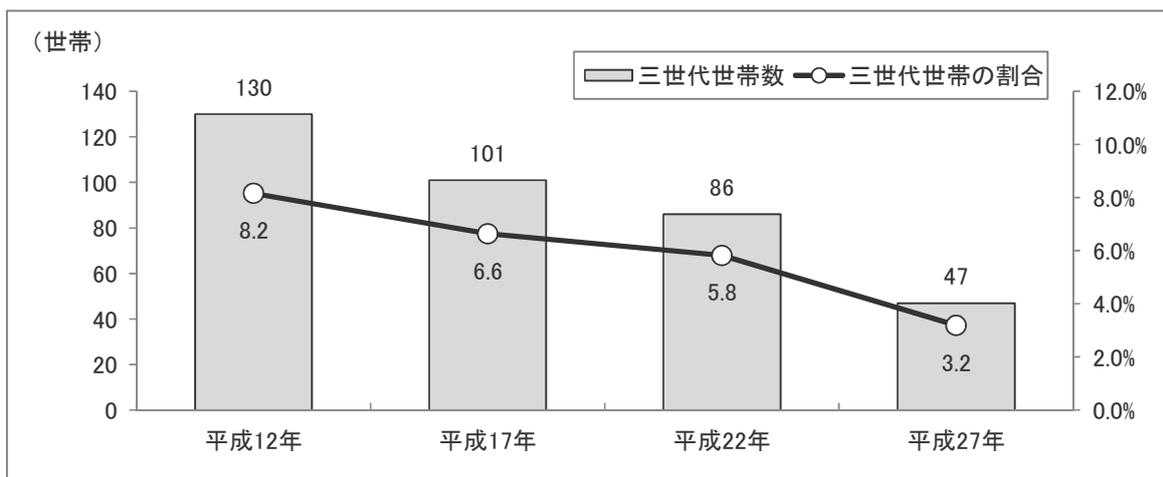


資料:国勢調査(各年10月1日)から算出

② 三世代世帯数及び一般世帯に占める割合の推移

本町の三世代世帯数は、平成12年は130世帯となっていました。平成27年には47世帯と、町内の一般世帯数の3.2%にまで減少しています。

【三世代世帯数及び一般世帯に占める割合の推移】



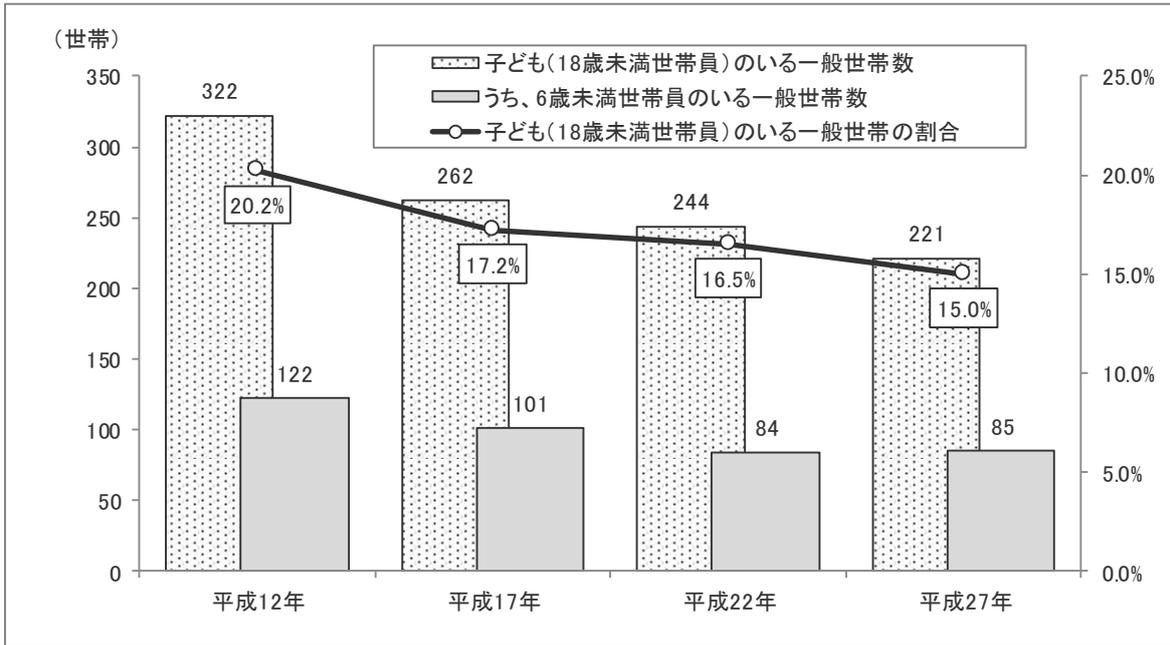
資料:国勢調査(各年10月1日)から算出

③ 子どものいる世帯の状況

6歳未満世帯員のいる一般世帯数、18歳未満世帯員のいる一般世帯数は、ともに減少傾向で推移しています。

また、平成27年における世帯の家族類型をみると、本町の核家族世帯は803世帯と、町内の一般世帯数の5割以上を核家族世帯が占めています。このうち、6歳未満世帯員のいる一般世帯、18歳未満世帯員のいる一般世帯、については、核家族世帯が8割を超えているなど、この傾向が特に強くみられます。

【子どものいる一般世帯数及び一般世帯に占める割合の推移】



資料：国勢調査(各年10月1日)から算出

【世帯の家族類型(平成27年)】

(単位：世帯、%)

	一般世帯数	18歳未満世帯員のいる一般世帯数	うち6歳未満世帯員のいる一般世帯数
総数	1,471	221	85
A 親族のみの世帯	920	219	85
1 核家族世帯	803	186	72
2 核家族以外の世帯	117	33	13
B 非親族を含む世帯	7	-	-
C 単独世帯	543	-	-
核家族世帯の割合	54.6%	84.2%	84.7%

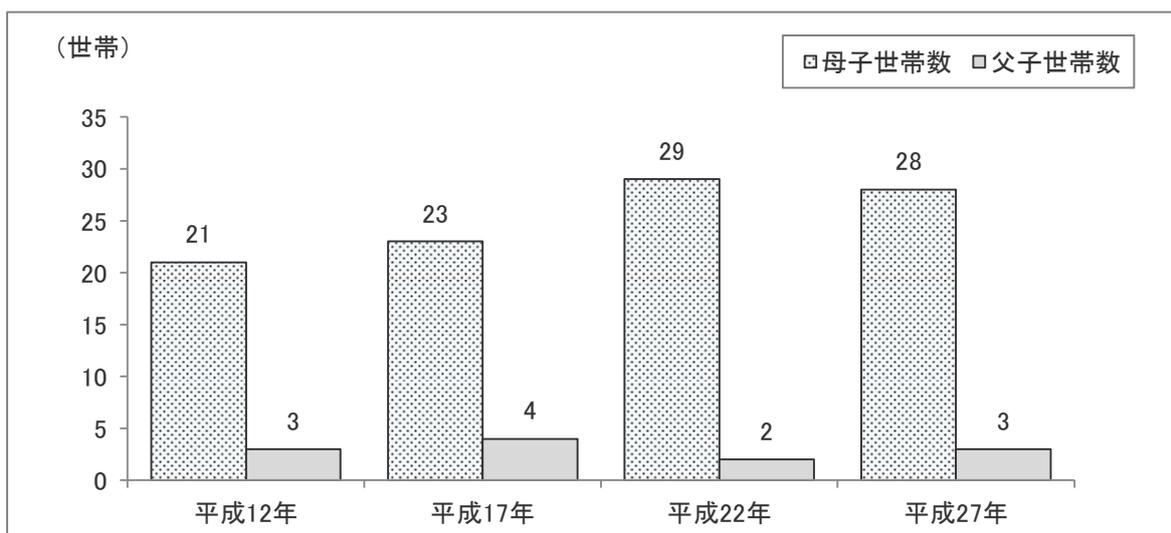
資料：平成27年国勢調査(10月1日)から算出

④ ひとり親世帯の推移

ひとり親世帯の状況をみると、父子世帯は2～4世帯の間で推移している一方、母子世帯数は増加傾向で推移しており、平成27年は28世帯となっています。

また、一般世帯に対するひとり親世帯の割合は増加しており、平成27年は高知県と同水準となっています。

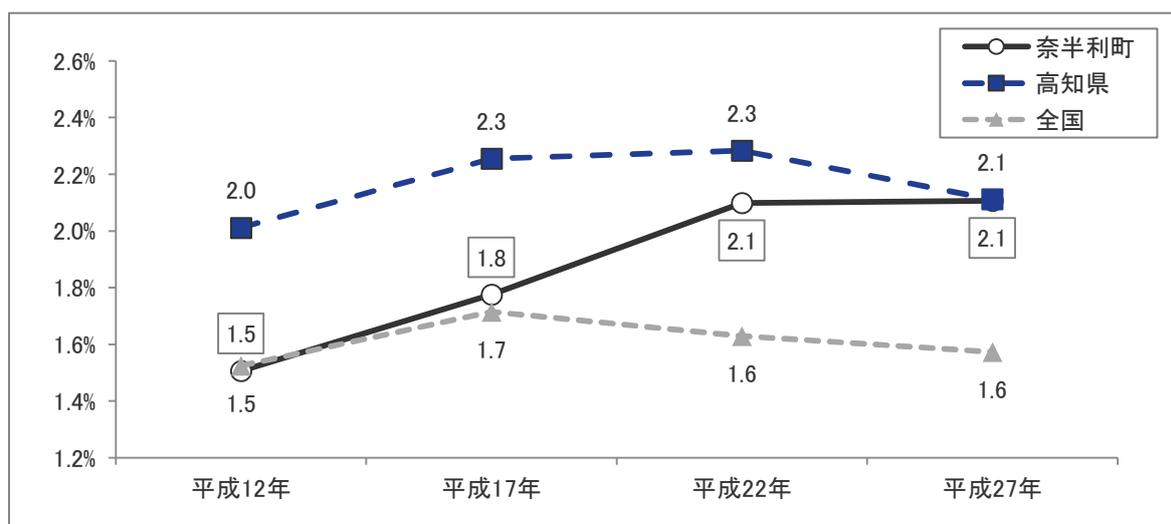
【母子世帯数・父子世帯数の推移】



(注)他の世帯員がいる世帯を含まない。

資料:国勢調査(各年10月1日)

■ 一般世帯に対するひとり親世帯の割合の推移



(注)他の世帯員がいる世帯を含まない。

資料:国勢調査(各年10月1日)から算出

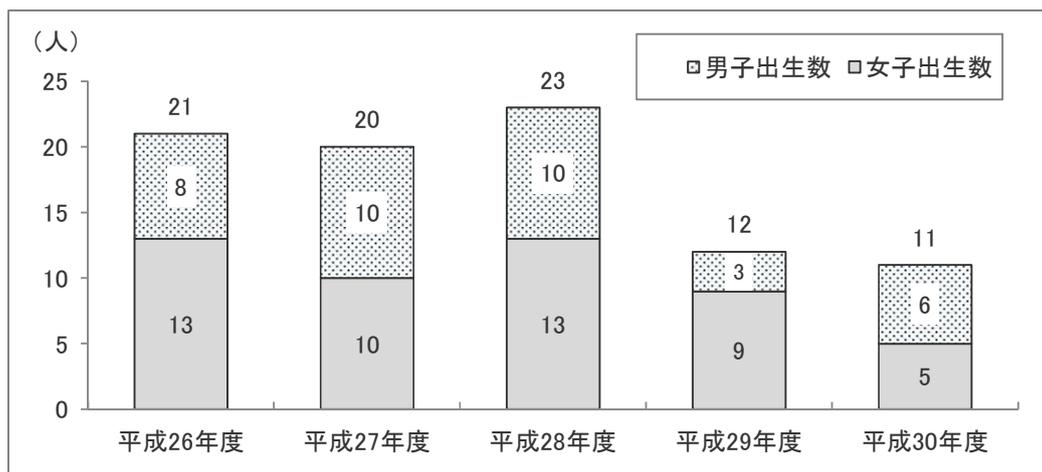
(3) 出生の状況

1年間に生まれた子どもの数（出生数）は、平成28年度までは20人程度で推移してきましたが、ここ2年間は10人程度となっています。

また、女性1人当たりの平均的な出生数を示す合計特殊出生率（平成20年～平成24年人口動態保健所・市区町村別統計）は1.47となっています。

なお、出生時の母親の年齢は、20歳代後半～30歳代前半にかけて多くなっています。

【男女別出生数の推移】



資料：奈半利町

【合計特殊出生率】

	平成10年～平成14年	平成15年～平成19年	平成20年～平成24年
奈半利町	1.57	1.41	1.47
高知県	1.43	1.34	1.40
全国	1.36	1.31	1.38

資料：人口動態保健所・市区町村別統計

【出生時の母親の年齢】

(単位：人、%)

	平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度	
15歳～19歳	2	(9.5%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)	1	(9.1%)
20歳～24歳	2	(9.5%)	3	(15.0%)	3	(13.0%)	4	(33.3%)	1	(9.1%)
25歳～29歳	6	(28.6%)	3	(15.0%)	4	(17.4%)	5	(41.7%)	1	(9.1%)
30歳～34歳	7	(33.3%)	9	(45.0%)	7	(30.4%)	1	(8.3%)	6	(54.5%)
35歳～39歳	4	(19.0%)	5	(25.0%)	6	(26.1%)	1	(8.3%)	2	(18.2%)
40歳～44歳	0	(0.0%)	0	(0.0%)	3	(13.0%)	1	(8.3%)	0	(0.0%)
合計	21		20		23		12		11	

資料：奈半利町

(4) 就労の状況

① 産業（大分類）別就業者割合

産業別就業者の就業者総数に占める割合をみると、第1次産業はほぼ横ばいである一方、第2次産業は減少がみられ、その分、第3次産業が増加しています。

【産業(大分類)別就業者割合】

(単位:人、%)

区分	総数	第1次産業		第2次産業		第3次産業	
		就業者数	割合※	就業者数	割合※	就業者数	割合※
平成12年	1,741	319	18.3%	454	26.1%	968	55.6%
平成17年	1,554	276	17.8%	328	21.1%	950	61.1%
平成22年	1,439	282	19.6%	255	17.7%	902	62.7%
平成27年	1,375	261	19.0%	238	17.3%	876	63.7%

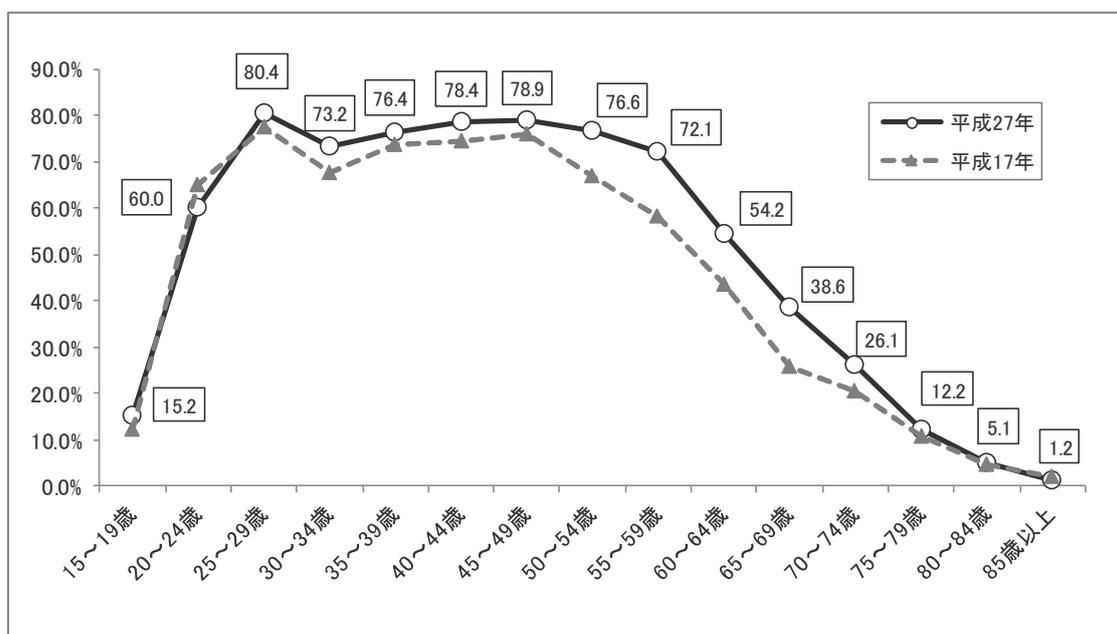
※ 産業別(大分類)就業者総数に占める産業別就業者数の割合

資料:国勢調査(10月1日)から算出

② 女性の年齢階層別就業率

女性の年齢階層別就業率をみると、30~34歳を底として、結婚・出産・子育て期に就業率は減少し、その後、子育てが終わった時期にかけて再び増加するM字曲線がわずかにみられるものの、平成17年に比べて緩やかになってきています。

【女性の年齢階層別就業率の推移】



(注) グラフ中のデータは平成27年のみ掲載

資料:国勢調査(各年10月1日)から算出

(5) 教育・保育サービス等の提供状況

① 教育・保育施設等

本町の教育・保育施設は、以下のとおりであり、令和元年5月1日時点で、待機児童は発生していません。

【認定こども園の入所状況の推移】

(単位:人、%)

施設名	区分		平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	
町立認定こども園なはり(幼保連携型)	乳児部	定員数	0歳	9	9	9	9	9
			1歳	21	21	21	21	21
			2歳	25	25	25	25	25
			計	55	55	55	55	55
		児童数	0歳	5	2	1	6	2
			1歳	8	13	8	12	12
			2歳	18	14	17	11	17
			計	31	29	26	29	31
	充足率		56.4%	52.7%	47.3%	52.7%	56.4%	
	幼稚部	定員数	3歳	25	25	25	25	25
			4歳	25	25	25	25	25
			5歳	25	25	25	25	25
			計	75	75	75	75	75
		児童数	3歳	19	19	15	21	11
4歳			9	20	20	18	21	
5歳			25	7	18	19	18	
計			53	46	53	58	50	
充足率		70.7%	61.3%	70.7%	77.3%	66.7%		

資料: 奈半利町教育委員会(各年5月1日)

【認可外保育施設の入所状況の推移】

(単位:人)

施設名	区分	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
私立のんのん保育所	児童数(0~2歳)	1	1	3	4	0

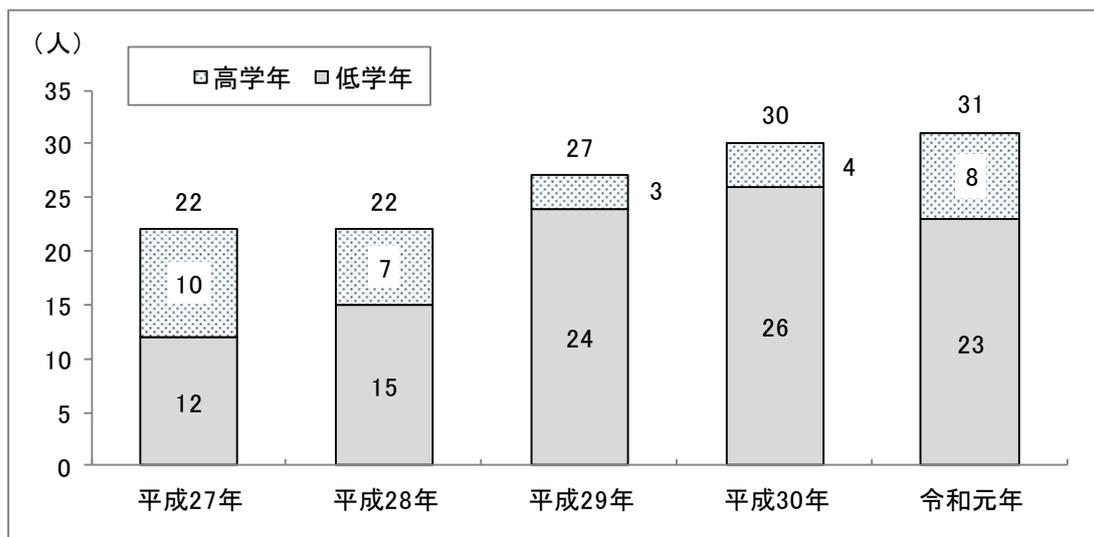
資料: 奈半利町教育委員会(各年5月1日)

② 放課後児童クラブ

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校の子どもたち（放課後児童）に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を提供して、その健全な育成を図るため、子育て支援拠点施設（みんなのおうち）において放課後児童クラブを実施しています。

放課後児童クラブの登録者数は増加傾向で推移しており、令和元年においては、31人となっています。

【子育て支援拠点施設(みんなのおうち)の登録者数の推移】

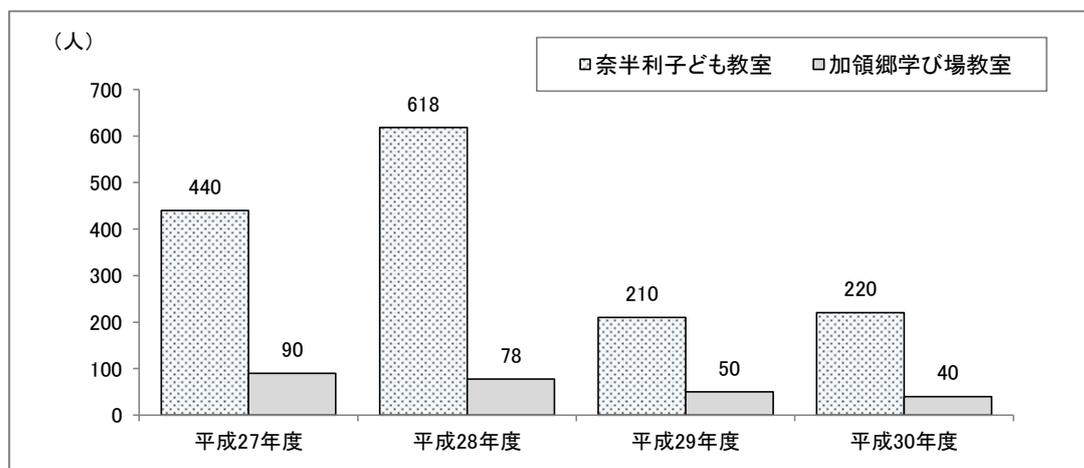


資料: 奈半利町教育委員会(各年5月1日)

③ 放課後子供教室

安全・安心な子どもの活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちに勉強やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流の機会を提供するため、小学校区ごとに放課後子供教室を実施しています。

【放課後子供教室参加延べ人数の推移】



資料: 奈半利町教育委員会

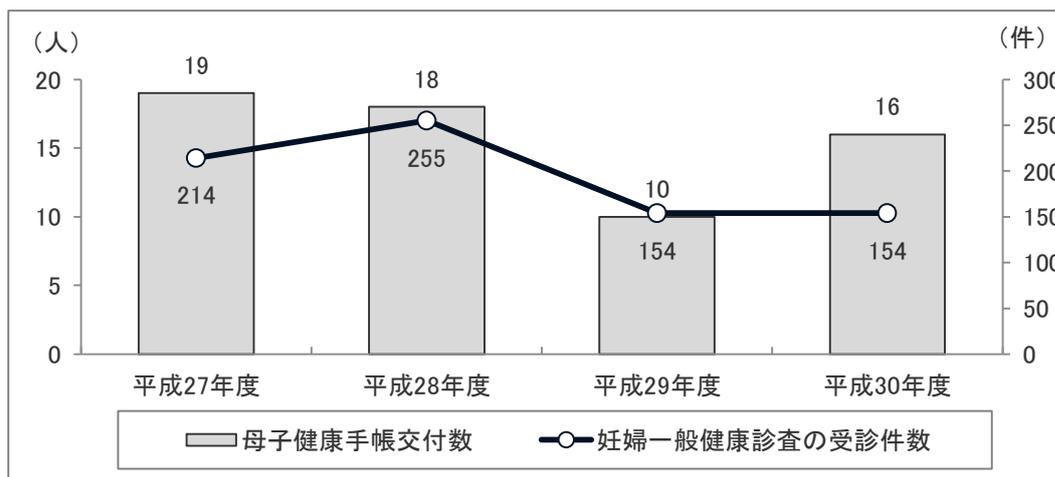
(6) 主な子育て支援サービス等の状況

① 母子健康手帳の交付状況等

母子健康手帳の交付数は、平成30年度は16人となっており、妊娠届があった全妊婦に対して面接し、支援計画を立てています。

また、母子健康手帳と一緒に妊婦健康診査受診票を交付しており、妊娠期間中に必要な妊婦健診を全妊婦が受診しています。

【母子健康手帳交付数、妊婦一般健康診査受診件数の推移】



資料: 奈半利町、中芸広域連合

② 乳幼児健康診査の受診状況等

乳児一般健康診査や乳児精密健康診査のほか、4、7、10、12か月児を対象に、小児科医師による診察及び歯科指導、離乳食の進め方の指導、運動発達の説明等を行っています。

また、1歳6か月児及び3歳児を対象に、医師による運動機能、視聴覚、精神発達の状態等を確認する健診や栄養指導、歯科検診・歯科指導のほか、発達に関する相談などを専門スタッフが対応しています。

このほか、生後2か月のときに、90か月までに接種が必要な予診票を交付し、訪問や乳幼児健診ごとに個別に接種勧奨を行っています。

【乳幼児健康診査の受診状況の推移】

(単位: 人、%)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
乳児健診 (4、7、10、12か月児)	受診者数(延べ)	53	71	80	42
	受診率	81.5%	95.9%	96.4%	100.0%
1歳6か月児健診	受診者数	19	15	12	21
	受診率	82.6%	93.8%	92.3%	100.0%
3歳児健診	受診者数	20	19	22	10
	受診率	90.9%	95.0%	91.7%	76.9%

資料: 奈半利町、中芸広域連合

③ 利用者支援事業、民生委員・児童委員による相談支援

中芸広域連合の保健師により、妊産婦等の状況を継続的に把握し、必要に応じて関係機関と協力して支援プランを策定するなどの支援を行っています。

また、地域住民の立場に立って要望を関係機関に伝えるとともに、訪問・相談など住民が安心して暮らせるよう、民生委員・児童委員による相談支援活動を実施しているほか、委員と行政等関係機関との情報共有を行っています。

④ あったかふれあいセンター事業等

あったかふれあいセンター事業は、世代を超えた共生型の集いの場の提供を目的とした事業で、本町に居住している就学前の乳幼児を対象に、平日（祝日、12月29日～1月3日を除く。）の9時～17時まで一時預かりを実施しています。

また、平日（祝日、12月29日～1月3日を除く。）の9時～17時までの時間内で、放課後や長期休暇中の就学児童を対象に集いの場を提供しています。

このほか、就学前児童から高校生を対象に、学校休業日における子どもに対する学習支援と子ども食堂を中心とした集い・交流の場を提供する「学習支援子どもの居場所づくり事業」を月2回、土曜日に実施しています。

⑤ 中芸広域連合要保護児童対策地域協議会

平成24年度から「中芸広域連合要保護児童対策地域協議会」の会議として、「代表者会議」「実務者会議」及び「個別ケース検討会議」が運営されており、中芸広域連合保健福祉課が調整機関役を担い、平成30年度は、代表者会議1回、実務者会議3回、個別ケース会議3回を実施しています。

⑥ 各種手当・助成

子育て家庭への経済的支援のため、次のような各種手当・助成を実施しています。

【各種手当受給者数等の推移】

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
福祉医療費助成 乳幼児医療費助成	受給者数	278	268	249	303
ひとり親家庭医療費助成事業	受給者数	69	89	86	98
出産祝い金	受給者数	19	22	12	11
児童扶養手当	受給者数	46	51	51	57
児童手当	延べ世帯	484	481	488	481
在宅福祉補助 (障がい者住宅改修)	実施件数	0	0	0	1

資料：奈半利町

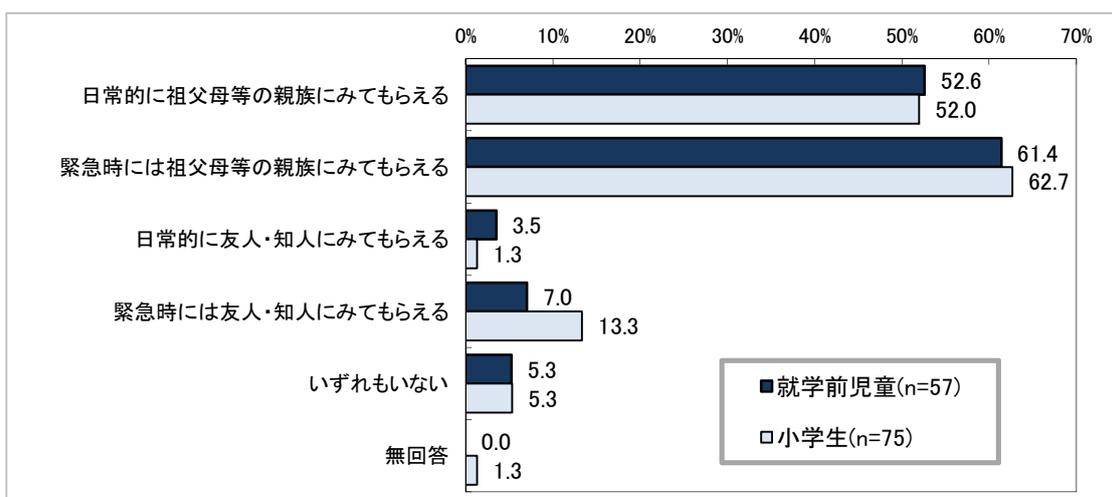
2 ニーズ調査結果の概要

(1) 主な調査結果

① 子育て家庭を取り巻く環境

日頃子どもをみてもらえる親族・知人の有無については、就学前児童、小学生とも「緊急時には祖父母等の親族にみてもらえる」が6割以上で最も多く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」となっています。

【日頃子どもをみてもらえる親族・知人の有無】



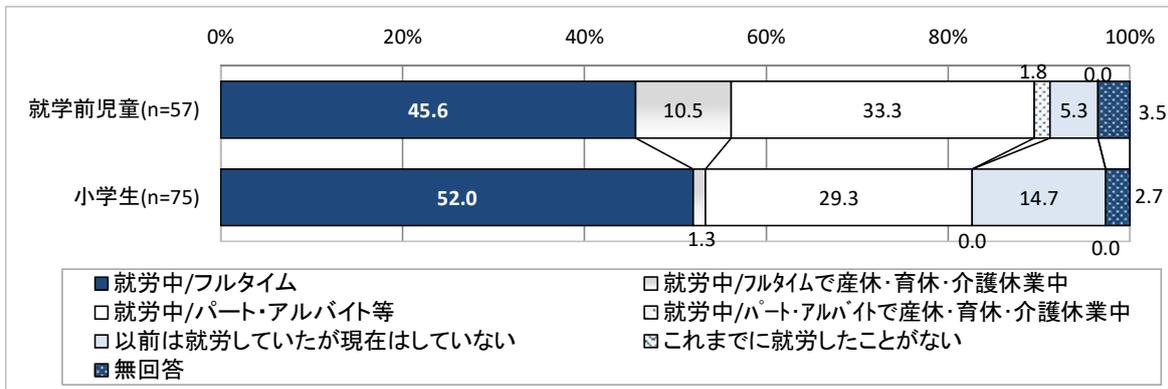
- ・ 回答は各質問の回答者数（n）を基数とした百分率（%）で示してあります。また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100.0%にならない場合があります。
- ・ 複数回答が可能な設問の場合、回答者が全体に対してどのくらいの比率であるかという見方になるため、回答比率の合計が100.0%を超える場合があります。
- ・ 就学前児童用調査については「就学前児童」と、小学校児童用調査については「小学生」と表記しています。
- ・ 図表中では、スペースの都合で選択肢名などを一部省略している場合があります。

② 保護者の就労状況

“就労中”の母親の割合は、就学前児童で約9割、小学生で8割強となっています。

平成25年度に実施した前回調査（以下「前回調査」という。）と比較すると、就学前児童では「以前は就労していたが現在はしていない」の割合が減少しており、全体的に“就労中”の割合が増加しています。

【就労状況(母親)】

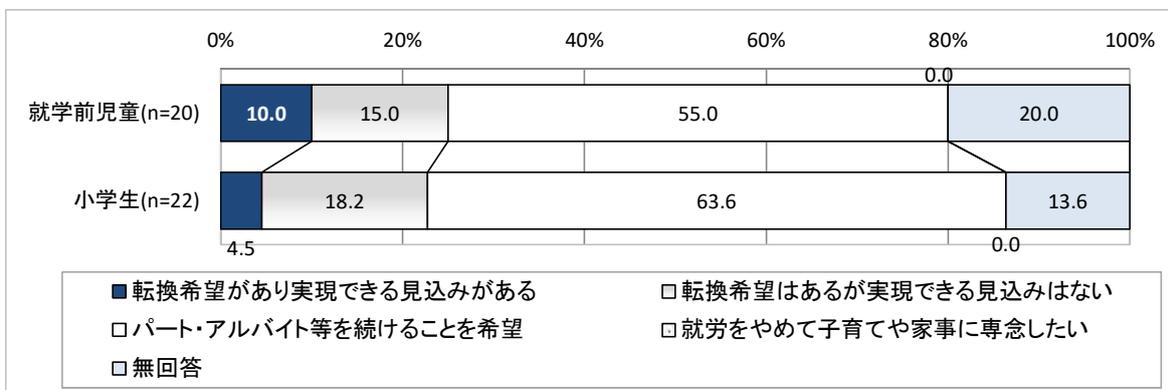


<前回調査との比較>

項目	就学前児童			小学生		
	今回調査 (%)	前回調査 (%)	差 (ポイント)	今回調査 (%)	前回調査 (%)	差 (ポイント)
就労中/フルタイム	45.6	35.1	10.5	52.0	47.2	4.8
就労中/フルタイムで産休・育休・介護休業中	10.5	5.4	5.1	1.3	0.0	1.3
就労中/パート・アルバイト等	33.3	23.0	10.4	29.3	29.2	0.2
就労中/パート・アルバイトで産休・育休・介護休業中	1.8	1.4	0.4	0.0	0.0	0.0
以前は就労していたが現在はしていない	5.3	33.8	▲ 28.5	14.7	15.3	▲ 0.6
これまでに就労したことがない	0.0	1.4	▲ 1.4	0.0	1.4	▲ 1.4
無回答	3.5	0.0	3.5	2.7	6.9	▲ 4.3
回答者数 (n数)	57	74		75	72	

また、母親のパート・アルバイト等からのフルタイムへの転換希望については、就学前児童、小学生とも「パート・アルバイト等続けることを希望」が最も多くなっています。

【パート・アルバイト等からのフルタイムへの転換希望(母親)】

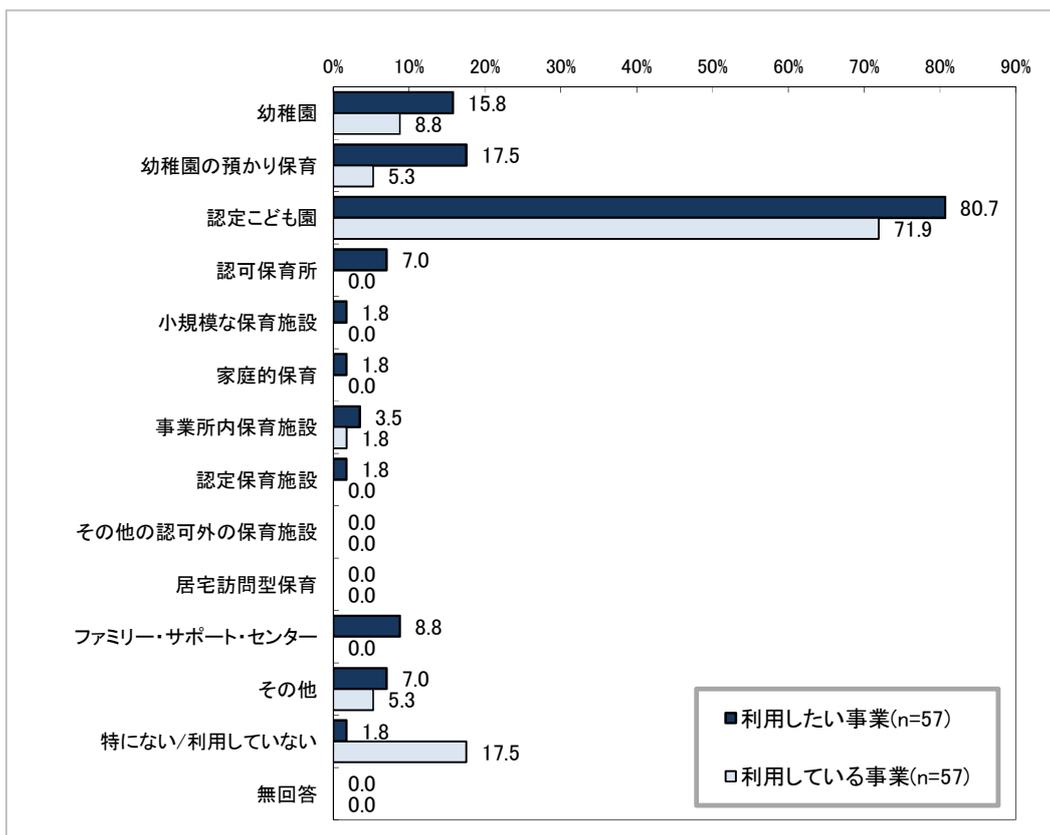


③ 平日の定期的な教育・保育事業の利用希望と現在の利用状況

現在、利用している、利用していないにかかわらず、今後、定期的に利用したい教育・保育事業については、「認定こども園」が最も多く、次いで「幼稚園の預かり保育」となっています。

前回調査と比較すると、「幼稚園」「幼稚園の預かり保育」の割合が減少し、「認定こども園」の割合が増加しています。

【今後利用したい教育・保育事業と現在利用している教育・保育事業(就学前児童)】



< 前回調査との比較 >

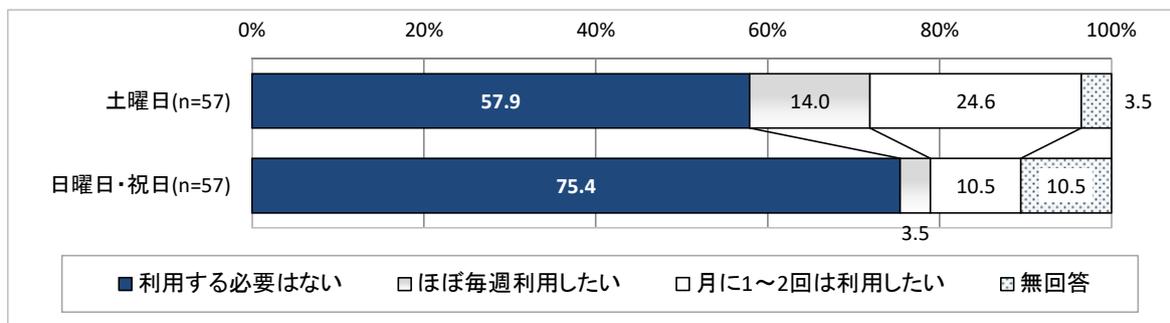
項目	就学前児童		
	今回調査 (%)	前回調査 (%)	差 (ポイント)
幼稚園	15.8	43.2	▲ 27.5
幼稚園の預かり保育	17.5	35.1	▲ 17.6
認定こども園	80.7	58.1	▲ 22.6
認可保育所	7.0	14.9	▲ 7.8
小規模な保育施設	1.8	9.5	▲ 7.7
家庭的保育	1.8	2.7	▲ 0.9
事業所内保育施設	3.5	9.5	▲ 6.0
認定保育施設	1.8	5.4	▲ 3.7
その他の認可外の保育施設	0.0	0.0	0.0
居宅訪問型保育	0.0	1.4	▲ 1.4
ファミリー・サポート・センター	8.8	9.5	▲ 0.7
その他	7.0	0.0	7.0
特にない	1.8		
無回答	0.0	6.8	▲ 6.8
回答者数 (n数)	57	74	

④ 土曜・休日や長期休暇中の「定期的」な教育・保育事業の利用希望

土曜日と日曜日・祝日の教育・保育事業の利用希望については、土曜日では「利用する必要はない」が最も多くなっていますが、“利用したい”（「月に1～2回は利用したい」と「ほぼ毎週利用したい」の合計）についても4割弱となっています。

一方、日曜日・祝日では“利用したい”は1割台半ばにとどまります。

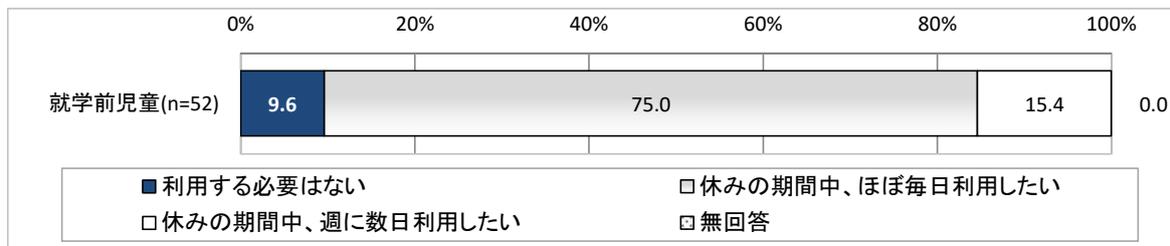
【土曜日と日曜日・祝日の教育・保育事業の利用希望(就学前児童)】



長期休暇期間中の教育・保育事業の利用希望については、「休みの期間中、ほぼ毎日利用したい」が最も多く、これに「休みの期間中、週に数日利用したい」をあわせた“利用したい”は約9割を占めています。

前回調査と比較すると、「休みの期間中、ほぼ毎日利用したい」の割合が増加しています。

【長期休暇期間中の教育・保育の事業の利用希望】



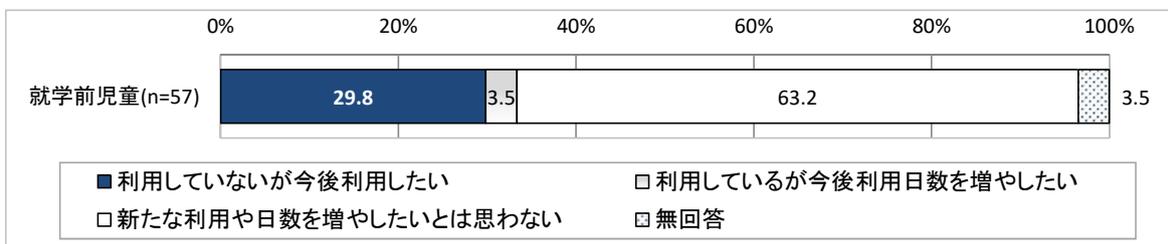
<前回調査との比較>

項目	就学前児童		
	今回調査 (%)	前回調査 (%)	差 (ポイント)
利用する必要はない	9.6	21.9	▲ 12.3
休みの期間中、ほぼ毎日利用したい	75.0	46.9	28.1
休みの期間中、週に数日利用したい	15.4	28.1	▲ 12.7
無回答	0.0	3.1	▲ 3.1
回答者数 (n数)	52	32	

⑤ 地域子育て支援拠点事業の利用希望

地域子育て支援拠点事業の今後の利用希望については、「新たな利用や日数を増やしたいとは思わない」が6割強を占めているものの、「利用していないが今後利用したい」も約3割となっています。

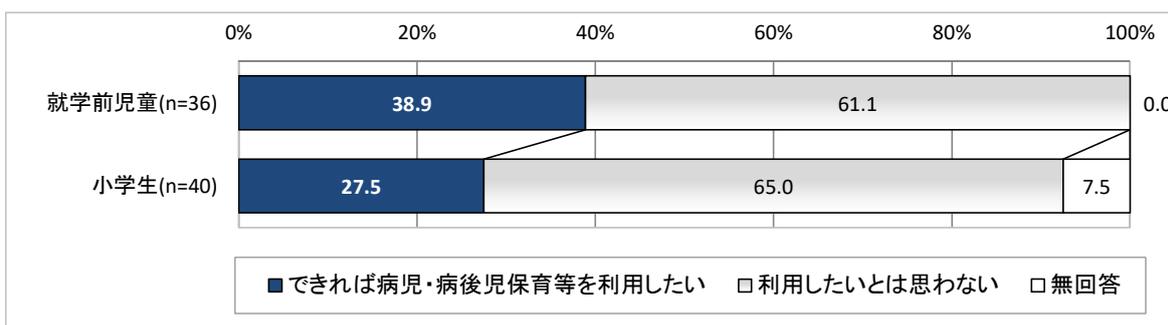
【地域子育て支援拠点事業等の今後の利用希望】



⑥ 病児・病後児のための保育施設等の利用希望

病児・病後児のための保育施設等の利用希望については、就学前児童、小学生とも「利用したいとは思わない」が約6割～6割台半ばを占めているものの、「できれば病児・病後児保育等を利用したい」も3割弱～4割弱と、一定数の利用希望がみられます。

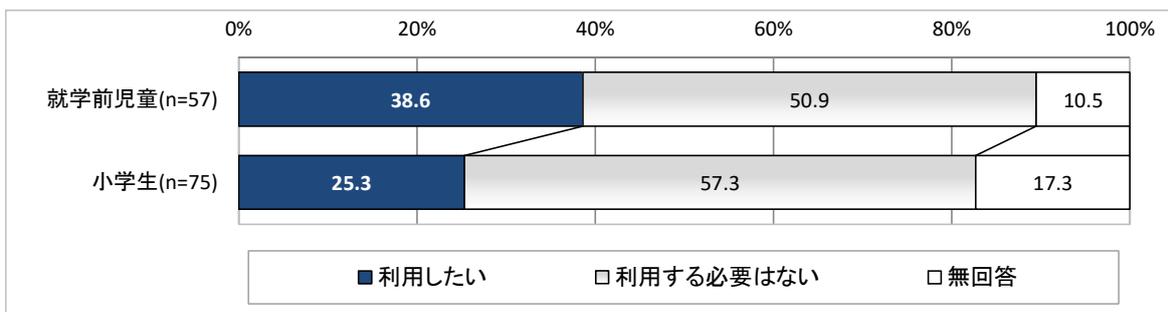
【病児・病後児のための保育施設等の利用希望】



⑦ 不特定の教育・保育事業等の利用希望

私用、親の通院、就労等での不特定の教育・保育事業の利用希望については、就学前児童、小学生ともに「利用する必要はない」が約5割～6割弱を占めて多くなっている一方、「利用したい」も2割台半ば～4割弱となっており、一定数の利用希望がみられます。

【私用、通院、不定期就労等での不特定の教育・保育事業の利用希望】

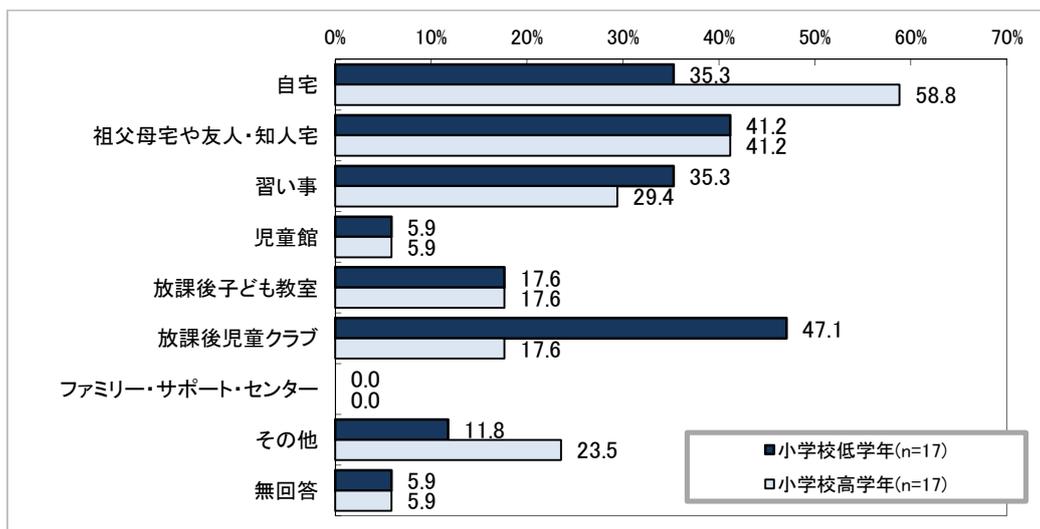


⑧ 子どもの放課後の過ごし方の希望

就学前児童の小学校就学後の放課後の時間を過ごさせたい場所については、小学校低学年のうち「放課後児童クラブ」が最も多く、次いで「祖父母宅や友人・知人宅」となっています。

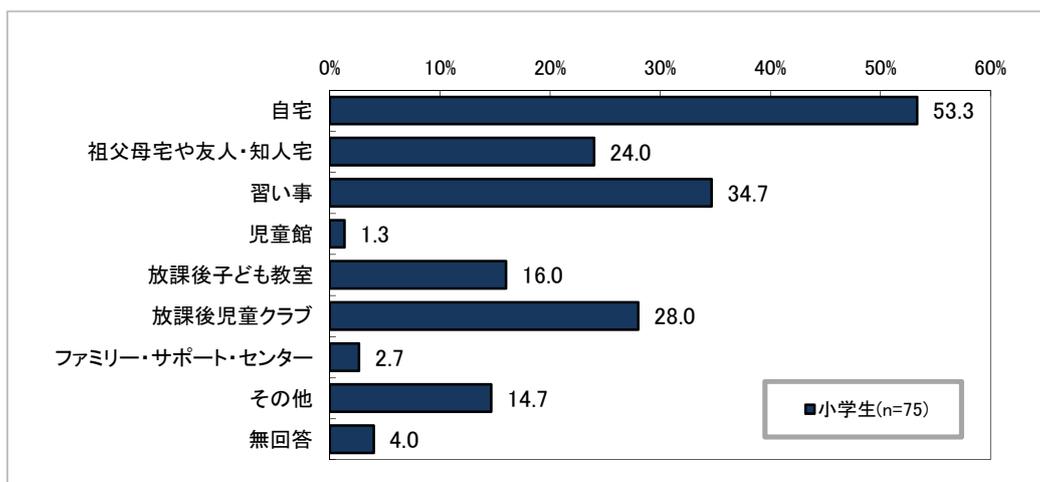
小学校高学年になった場合では「自宅」が最も多く、次いで「祖父母宅や友人・知人宅」となっています。

【放課後の時間を過ごさせたい場所(就学前児童)】



小学生の放課後の時間を過ごしている・過ごさせたい場所については、「自宅」が最も多く、以下「習い事」「放課後児童クラブ」「祖父母宅や友人・知人宅」「放課後子供教室」などの順となっています。

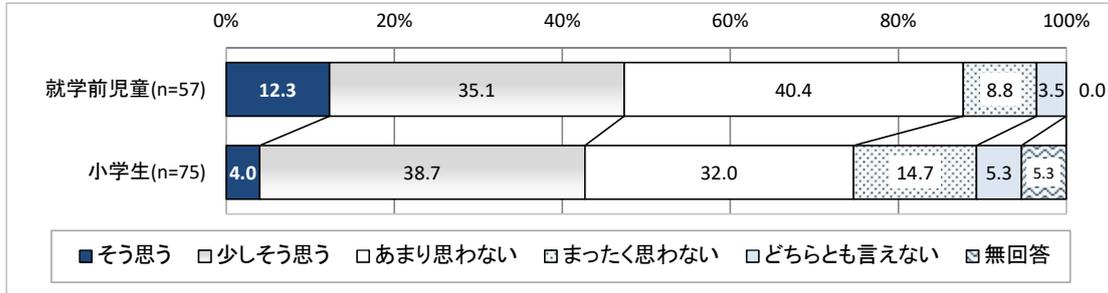
【放課後の時間を過ごさせたい場所(小学生)】



⑨ 子育てに関する不安や負担感、子どもを育てていく上での困りごと

“子育てに関して不安や負担を感じる”（「そう思う」と「少しそう思う」の合計）と回答した者の割合は、就学前児童では5割弱、小学生では4割強となっています。

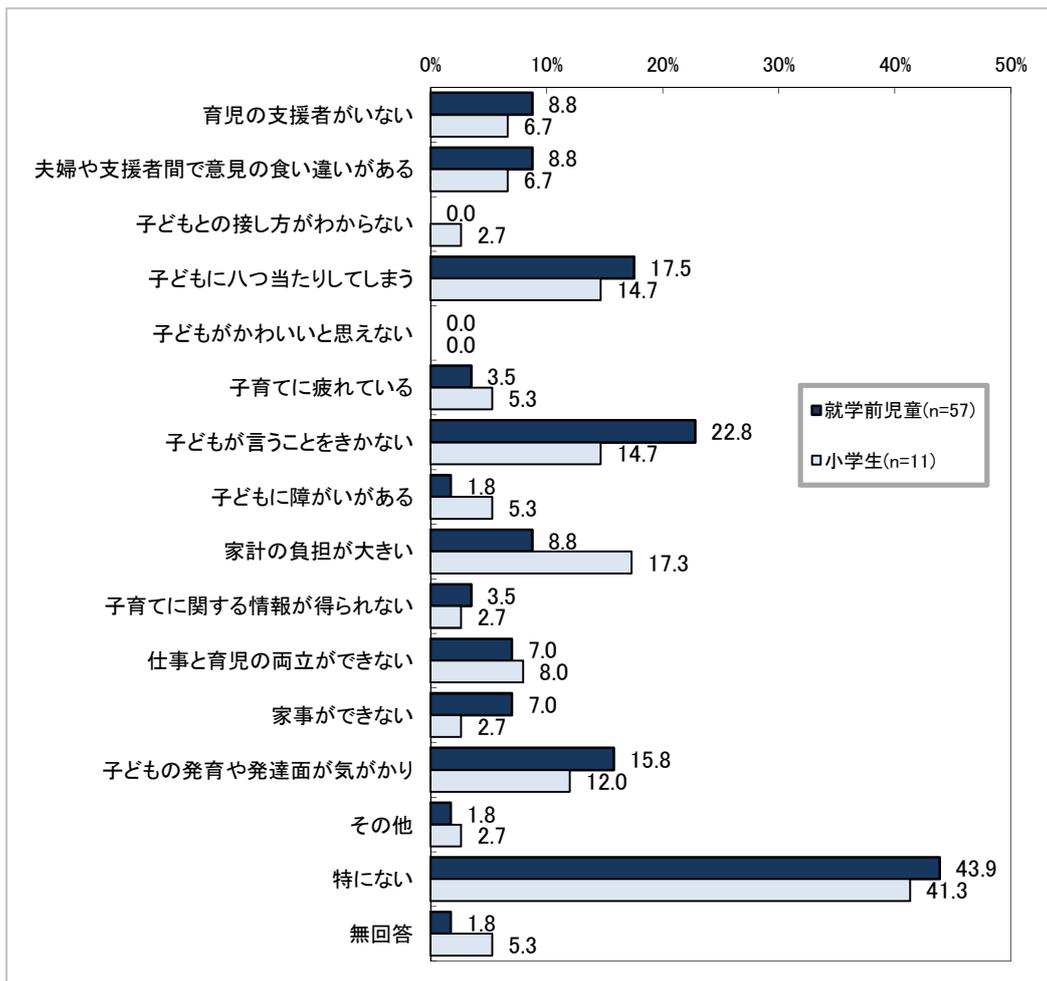
【子育てに関して不安や負担を感じているか】



また、子どもを育てていく上での困りごとについては、就学前児童、小学生とも「特にない」が最も多くなっているものの、具体的な困りごととしては、就学前児童では「子どもが言うことをきかない」が最も多く、次いで「子どもに八つ当たりしてしまう」が続き、以下「子どもの発育や発達面が気がかり」などとなっています。

小学生においても、おおむね同様の項目が上位にあげられているものの、「家計の負担が大きい」が最も多くなっています。

【子どもを育てていく上での困りごと】

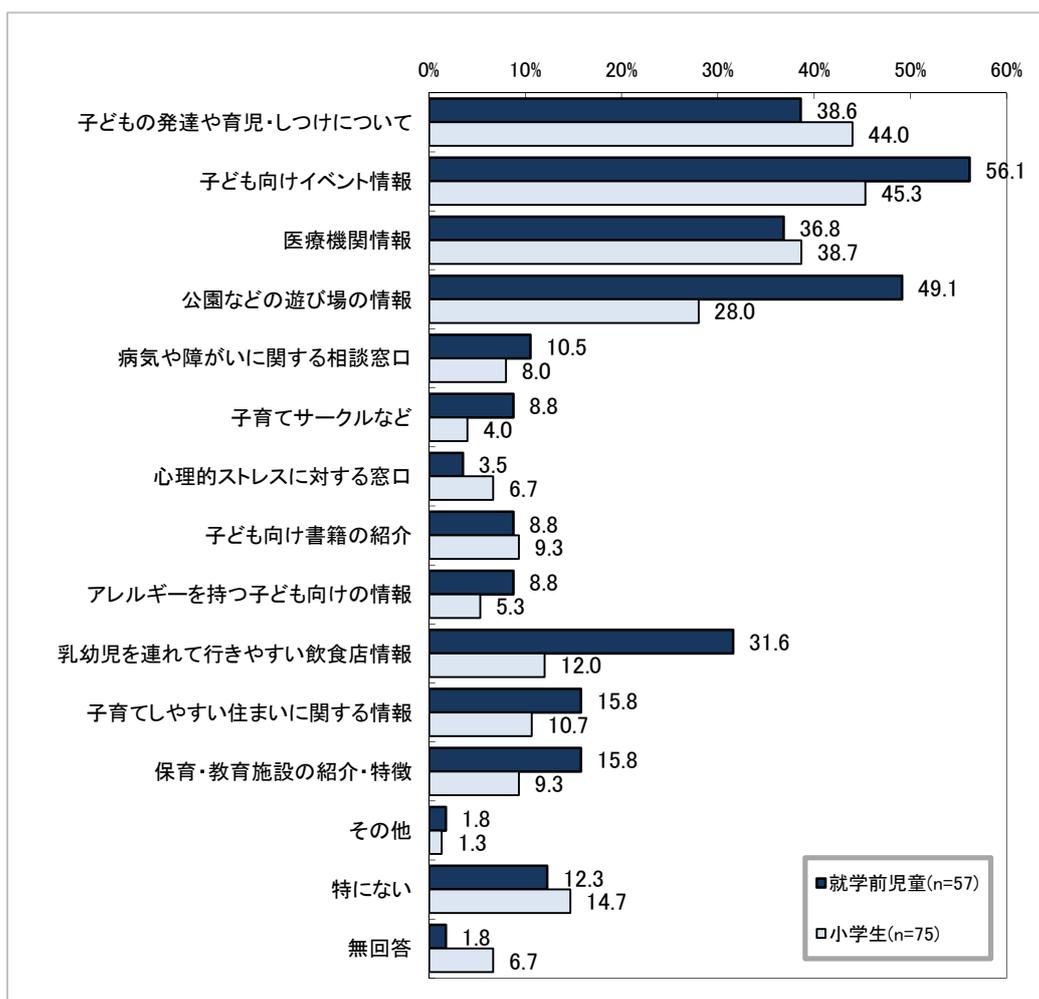


⑩ 子育てに関して欲しい情報

子育てに関して欲しい情報については、就学前児童、小学生とも「子ども向けイベント情報」が最も多くなっています。

以下、就学前児童では、「公園などの遊び場の情報」「子どもの発達や育児・しつけについて」「医療機関情報」「乳幼児を連れて行きやすい飲食店情報」などの順となっており、小学生では、「子どもの発達や育児・しつけについて」「医療機関情報」「公園などの遊び場の情報」などの順となっています。

【子育てに関して欲しい情報】



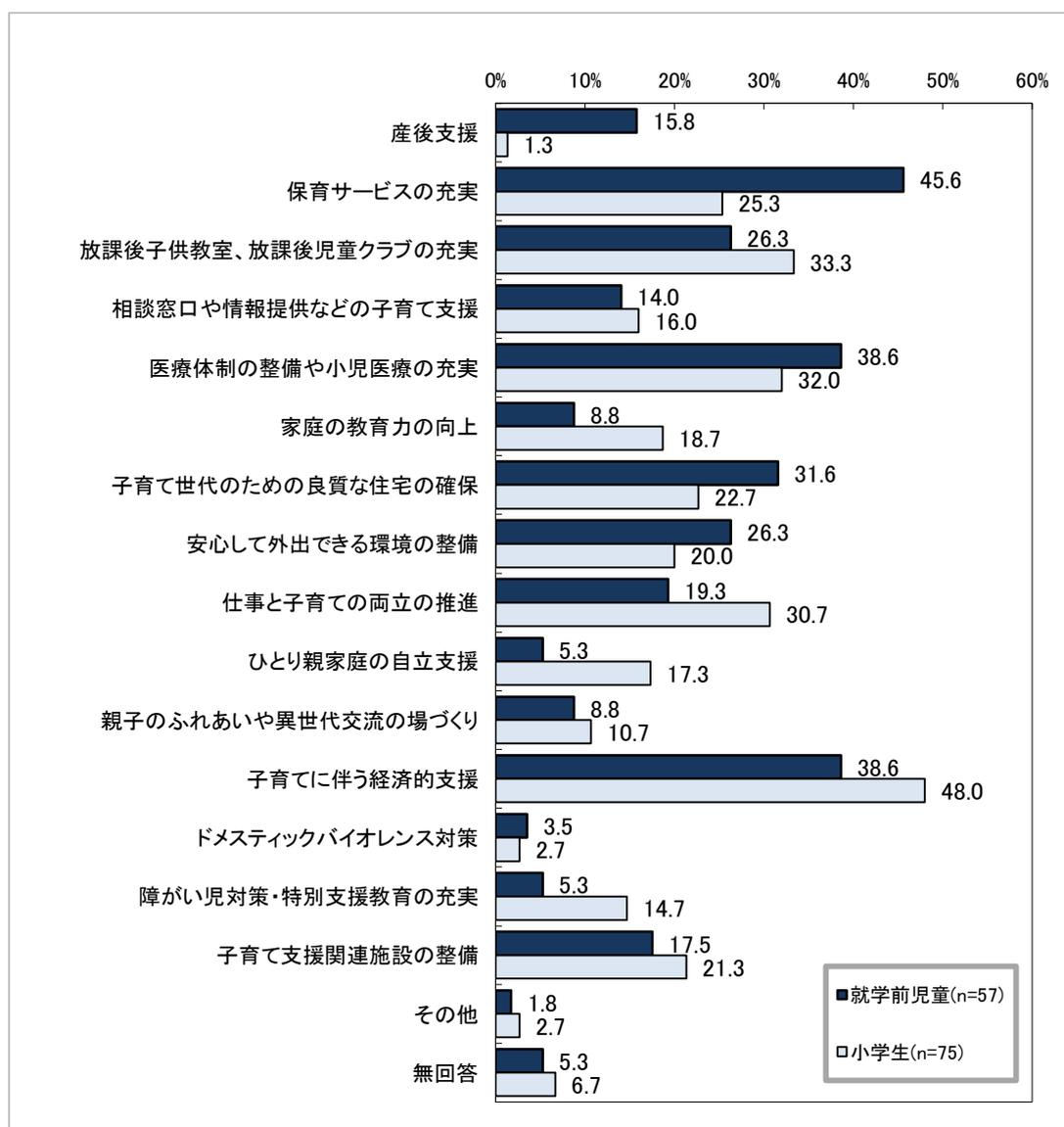
⑪ 町が取り組む必要性が高いと思う子育て支援施策

町が取り組む必要性が高いと思う子育て支援施策について、就学前児童では、「保育サービスの充実」が最も多く、次いで「医療体制の整備や小児医療の充実」「子育てに伴う経済的支援」「子育て世代のための良質な住宅の確保」が3割台で続いています。

小学生では、「子育てに伴う経済的支援」が最も多く、次いで「放課後子供教室、放課後児童クラブの充実」「医療体制の整備や小児医療の充実」「仕事と子育ての両立の推進」が3割台で多くなっています。

保育サービスの充実や、住環境を含めた経済的支援に加え、医療体制の整備・充実、小学校就学後の放課後の居場所の確保といった施策を重要視していることがうかがえます。

【町が取り組む必要性が高いと思う子育て支援施策】



(2) ニーズ調査結果からみた子ども・子育て支援ニーズ

① 子育て環境の変化に応じた教育・保育サービスの充実

就労している母親の増加に伴う共働き世帯やひとり親世帯の増加など、子育て家庭のニーズが多様化する中、利用者が安心して教育・保育サービスを利用できるよう、子どもの数の動向も見据えたサービス供給量の適切な確保とともに、サービスの質の向上を図っていくことが求められています。

また、放課後児童クラブの利用を希望する割合も増加しており、放課後児童クラブや放課後子供教室などの運営のあり方の検討も含め、子どもの安全・安心な居場所を確保していくことが必要です。

② 地域で子どもを見守る環境の整備

子育てを負担・不安に感じる可能性があるかについて、就学前児童では「あまり思わない」が最も多いものの、就学前児童では5割弱、小学生でも4割強が“子育てに関して不安や負担を感じる”（「そう思う」と「少しそう思う」の合計）と回答しています。

現在でも中芸地域における子育て支援の拠点として、田野町内に「遊分舎」を開設し、不安や悩みを聞いたり、子育て支援に関する情報を提供したりと、子育ての孤立化を防ぐ取組を行っていますが、子育てでの不安や孤立化は子どもの虐待へと結びつきやすいことから、こうした家庭が、子育てに対して孤立感や負担感が深まらないよう、相談支援や情報提供などの支援体制を整備していくことが求められています。

また、ニーズ調査結果から、「医療体制の整備や小児医療の充実」についても高い関心がみられることから、病児・病後児保育体制の整備について検討を進めていく必要があります。

③ 各家庭の状況に応じた支援の充実

町が取り組む必要性が高いと思う子育て支援施策としては、教育・保育施設、放課後児童クラブなどの「教育・保育サービスの充実」のほか、「子育てのための経済的支援の充実」を求める回答が多くなっています。

子どもの貧困が今日的な課題となる中、子どもの成長を支えるため、本町でも実施している「子ども食堂」や「子どもの学習支援」などのさらなる充実や様々な支援策を検討していくことが求められます。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、「子どもの最善の利益」が実現される地域社会を目指すとの考えを基本に、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるよう、良質かつ適切な内容及び水準のものとすることが重要であることが示されています。

第1期計画では、少子化やそれに伴う子どもを取り巻く家庭、社会環境の変化の中、質の高い教育・保育や子育て支援の安定的な提供等を位置づけ、子どもの健やかな成長と子育て家庭の子育てを地域ぐるみで支援していくため、子ども・子育て支援に関する施策を計画的に取り組んできました。

一方で、望ましい子育て環境は、単に保育サービスや子育て支援メニューを充実したり、子育て家庭への経済的支援を行うだけで実現できるものではありません。父母その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識を前提とし、また、家庭は教育の原点であり、出発点であるとの認識のもと、子どもと子育て家庭を取り巻く状況を踏まえた子どもの育ちと子育てを支援する環境づくりが重要となっています。

上記の内容を踏まえ、本計画ではこれまでの基本理念を継承し、奈半利町がこれまで取り組んできた子ども・子育て支援施策や子育て環境のさらなる充実を図ることにより、『地域が一体となって、子育て、子育てを見守るまち』の実現を目指します。

*** 計画の基本理念 ***

**地域が一体となって、
子育て、子育てを見守るまち、なはり**

2 基本的視点

基本理念の実現に向け、次の基本的視点に立ち、施策を推進します。

基本的視点1：すべての子どもの育ちを支える視点

乳児期、幼児期、学童期といった子どもの発達段階に応じた育ちの状況や一人ひとりの個性を踏まえた適切で質の高い子育て支援サービスを確保し、すべての子どもが健やかに成長できる社会、子どもの最善の利益が実現される社会を目指します。

また、障がい、疾病、虐待、貧困、家族の状況など、社会的支援の必要性が高い子どもや家庭を確実に把握し、自立支援の観点も踏まえた適切な支援に結びつけていくなど、子どもの健やかな育ちを等しく保障する社会を目指します。

基本的視点2：親を支える視点

誰もが安心して子どもを産み育てることができるよう、妊娠・出産期から切れ目のない子育て支援を行うとともに、親の子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境整備を推進していくことで、親として成長し、子育てや子どもの成長による喜びや生きがいを感じることができる社会を目指します。

基本的視点3：地域全体で支える視点

保護者が、子育てについて責任を有していることを前提としつつ、町が子ども・子育て支援を量・質ともに充実させるとともに、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心を深め、それぞれの役割を果たすことができる社会を目指します。

また、育児休業及び短時間勤務の取得など、子育て支援に係る職場環境づくりを促進し、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を図ることができる社会を目指します。

3 基本目標と施策体系

(1) 基本目標

基本的視点のもと、次の基本目標を掲げ、基本理念に掲げるまちの実現を図ります。

基本目標1 安心して子どもを産み育てられる環境づくり

妊娠から子どもの成長までを見守り、子どもと保護者に寄り添った、切れ目のない支援を行うため、子どもと母親の健康を確保するための健診や相談・支援体制の充実を図るとともに、認定こども園等での適切な幼児期の教育・保育や多様な子育て支援サービスの提供に努めます。

また、幼児教育・保育の無償化とあわせて、必要な助成を行うことにより、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。

基本目標2 すべての子どもの成長を支える環境づくり

学童期は学校教育やスポーツなどの地域活動を通じて強い心と身体をつくるだけでなく、多くの人との交流や集団生活・活動を通じて社会性や自主性を身につける重要な時期です。

次代の担い手である子どもたちが、次代の親となるために心豊かな人間性を備え、個性豊かに生きる力を伸長することができるよう、学校教育環境等の整備に努め、子どもたちの健全な育成を支援します。

また、児童虐待防止対策の充実、ひとり親家庭の自立支援の推進、障がい児など特別な支援が必要な子どもの施策の充実など、高知県が行う施策との連携を図るとともに、町の実情に応じた施策を関係する各機関と連携を密にして展開します。

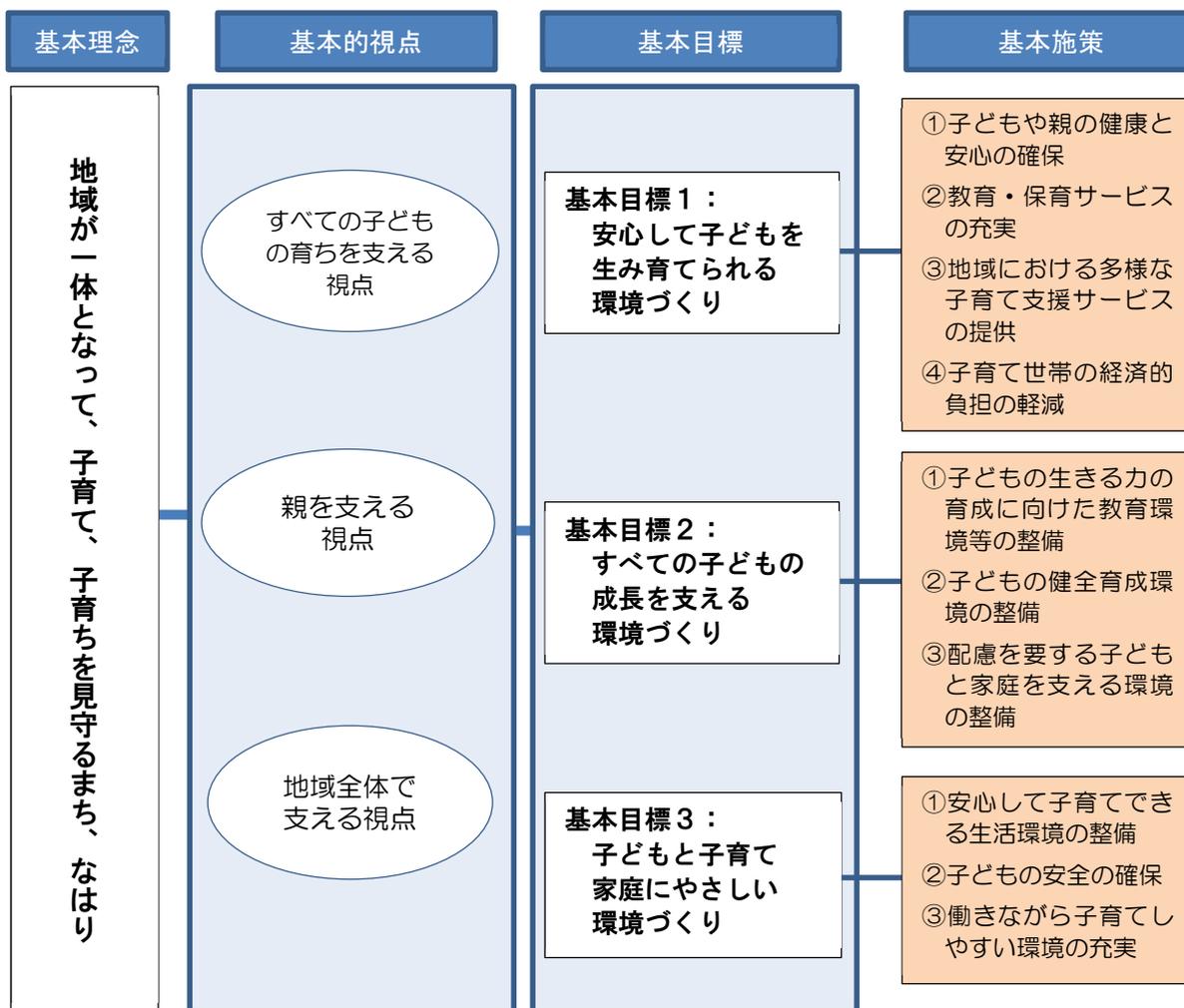
基本目標3 子どもと子育て家庭にやさしい環境づくり

すべての子どもや子育て中の家庭が、地域で安心して快適に暮らせるよう、地域住民との協働のもとで、子どもの安全確保、子育てに配慮した生活環境づくりを進めるとともに、男女がともに仕事と家庭での生活を両立できるよう、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の促進に向けて、事業者や地域住民への広報・啓発に取り組みます。

(2) 施策体系

施策体系については、基本目標を実現するために、これまでの取組や子育て支援ニーズ等を踏まえ、施策・事業の追加や強化・充実を行うことで、計画を推進していきます。

【施策体系】



第4章 子ども・子育て支援施策の展開

1 安心して子どもを産み育てられる環境づくり

(1) 子どもや親の健康と安心の確保

母子保健における健康診査、訪問指導、保健指導等に取り組み、妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通して母子の健康を確保するとともに、安心して出産・育児ができる環境づくりに努めます。

主な取組

取組名	取組内容
母子健康手帳の交付	○妊娠初期から子どもが小学校に入学するまでの間の母親と子どもの一貫した健康の記録である母子健康手帳を交付します。 ○妊娠届があったすべての妊婦に対し、面接し、支援計画を立てます。
妊婦一般健康診査	○妊娠届に基づき、妊婦に対して母子健康手帳と一緒に妊婦健康診査受診票（14枚）を交付します。妊婦一般健康診査は、高知県内の妊婦健診委託医療機関において契約している検査項目を無料で受けることができ、里帰り妊婦には償還払いで対応しています。
妊婦精密健康診査	○一般健康診査等の結果、診断の確定のための精密健康診査を要する妊婦について、専門的な診断のできる医療機関及び児童相談所の協力を得て精密健康診査を行います。
乳児一般健康診査	○母子健康手帳と同時に交付している受診票を使い、高知県内の医療機関で満1歳の誕生日の前日までに2回受診できます。
乳児精密健康診査	○乳児一般健康診査等の結果、診断の確定のための精密健康診査を要する乳幼児について、専門的な診断のできる医療機関及び児童相談所の協力を得て精密健康診査を行います。
乳幼児健康診査	○4・7・10・12か月児を対象に、医師による診察のほか、発達相談、歯科指導、栄養士による離乳食の進め方等の指導、プレイアドバイザーによる遊びの教室を行います。
1歳6か月児健康診査	○医師による運動機能や精神発達の状態等を確認する診断を行っています。また、栄養指導や歯科検診、歯科指導のほか、専門スタッフによる相談支援も行います。

取組名	取組内容
3歳児健康診査	○医師による運動機能、視聴覚検査、精神発達の状態等を確認する健診を行います。また、栄養指導や歯科検診、歯科指導のほか、専門スタッフによる相談支援も行います。
予防接種	○ウイルスや細菌などの病原体に対して免疫をつけるもので、生後2か月のときに90か月までに接種が必要な予診票を交付するとともに、訪問や乳幼児健診ごとに個別に接種勧奨を行い、感染症から命を守るため計画的に予防接種を実施します。 ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ（四種混合）、 ジフテリア・破傷風（二種混合）、麻しん・風しん混合（MR）、 日本脳炎、BCG、ヒブ（インフルエンザ菌b型）、 小児肺炎球菌、みずぼうそう、B型肝炎
休日当番・救急医療確保	○安芸地区救急医療施設運営事業（在宅当番医制、病院群輪番制）への負担金助成により、救急医療に対する需要などにあわせ、休日・夜間の初期救急医療体制の充実強化を図ります。
産前産後サポート事業	○生後4か月までの乳児のいる家庭に保健師が訪問し、育児相談、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握等を行います。訪問を受けられなかった家庭にも、各種の子育て支援情報の提供や交流会への参加を促し、育児不安の解消を図ります。
子育て世代包括支援センターの設置	○母子保健型として、令和2年度から、母子保健コーディネーターを配置し、住民福祉課（保健センター）内に「子育て世代包括支援センター」を開設します。 ○「子育て世代包括支援センター」は、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々なニーズに対して、切れ目のない支援を提供します。
食育の推進	○中芸広域連合の健康増進計画に基づき、子どもから高齢者まで生涯を通じた食育の推進を図っていきます。

(2) 教育・保育サービスの充実

町内の認定こども園は、0歳児の子どもを持つ保護者が、産後の休業後から円滑に保育施設を利用できるよう生後57日以降の子どもの入所体制を整えています。

今後とも、小学校就学前児童の保護者が、産前・産後休業、育児休業明けに希望に応じて円滑に教育・保育施設等を利用できるよう、必要な量の教育・保育サービス提供体制の確保を図り、適正な教育・保育を実施します。

また、保育の質の向上のため、職員研修の充実、認定こども園における専門的な人材の育成に努めます。

※具体的な目標量及び確保の方策については、第5章「2 教育・保育の量の見込みと提供体制」を参照

主な取組

取組名	取組内容
通常保育事業	○保護者が就労等により家庭で十分に保育することができない就学前の児童に対し、認定こども園等において適正な保育を実施し、児童の健全な育成を図るとともに、その保護者の子育てを支援します。
認定こども園のあり方の検討	○保護者のニーズや施設の維持管理を踏まえながら、将来を見据えた効率的な施設の運営方法等について検討し、その検討結果を踏まえた取組を推進します。
特定地域型保育事業実施に向けた検討	○地域型保育給付の事業については、本町において、計画期間中の実施予定はありませんが、地域における事業の必要性を見極めるとともに、事業者からの参入意向が示された場合には、事業実施に向けて検討を行います。
保育士等の労働環境の改善	○保育士不足により、延長保育等の保育サービスの実施が難しい状況となっています。このため、教育・保育に係る経験者や社会保険労務士等の専門家を活用した教育・保育施設等におけるキャリアパスの構築、関連加算の取得、園内マネジメントの強化、就業規則の改善等を図るなど、保育士等の処遇改善をはじめとした労働環境の整備・改善を通じ、保育士等がいきいきと業務に従事できる環境の整備に努めます。
保育士等の資質・専門性の向上	○幼稚園教諭・保育士・保育教諭等の資質向上を図るため、園内研修に係る支援（幼児教育アドバイザーの派遣、公開保育の促進など）、各職階・役割に応じた研修（園長、中堅、初任者向けなど）、分野別研修（特別支援教育、保育実践、子育ての支援、食育・アレルギー対応等）などを実施し、教育・保育施設における専門的な人材の育成に努めます。
保育所等業務効率化の推進	○保育所、認定こども園への保育システムの導入を推進し、教育・保育業務の効率化と保育士等の負担軽減を図ります。

(3) 地域における多様な子育て支援サービスの提供

女性の就労率の高まりや働き方の多様化等により、子育て支援サービスへの多様なニーズが高まっています。このため、地域子ども・子育て支援事業をはじめとした子育て支援サービスの計画的な実施に努めるとともに、各種の子育て支援サービス等が、利用者に十分周知されるよう、子育てカレンダーの配布等による情報提供に努めます。

また、子どもを地域全体で育てる観点から、学校、家庭及び地域の連携のもと、親同士や他世代との交流の場を提供するとともに、地域における相談支援体制の充実を図ります。

※具体的な目標量及び確保の方策については、第5章「3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制」を参照

主な取組

取組名	取組内容
利用者支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ○母子保健型として、令和2年度から、母子保健コーディネーターを配置し、住民福祉課（保健センター）内に「子育て世代包括支援センター」を開設します。 ○「子育て世代包括支援センター」は、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々なニーズに対して、切れ目のない支援を提供します。 ○また、中芸広域連合をはじめ、関係機関と連携しながら、情報提供、相談等必要な支援を行います。
子育て短期支援事業 （ショートステイ）	<ul style="list-style-type: none"> ○町外の施設と連携することにより、保護者の疾病その他理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合や、配偶者等からの暴力により経済的な理由で一時的に母子を保護する場合に、児童養護施設において一定期間、養育・保護を行います。
親子の集い	<ul style="list-style-type: none"> ○毎週水曜日午前9時30分～11時00分（時期により変更）、「認定こども園なはり」未就園児親子を対象に、独自活動や在園児とのふれあい、園行事へ参加できる機会を提供します。 ○親同士や、先生と親が打ち解けて子育てについて気軽に情報交換ができ、また地域の人たちとも交流する場を提供します。
読書活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> ○乳幼児～小学生と保護者向けの読み聞かせや読書に関するイベントを開催し、継続的に本に触れる機会を提供します。 ○読書活動支援員と保健師によるブックスタートを実施します。 ○読書活動支援員、読み聞かせボランティアによる読み聞かせ教室を実施します。

取組名	取組内容
あったかふれあいセンター事業	<p>○少子高齢化が急速に進む中、住民が住み慣れた地域でふれあいを大切にしながら、安心して生活を営むことができるよう、世代を超えた共生型の集いの場を提供し、地域共生社会の実現を図ります。</p> <p>① 高齢者、障がい者等の交流の場、支え合いの拠点となる事業</p> <p>② 乳幼児の一時預かりを行う事業</p> <p>③ 放課後や長期休暇中の児童の居場所づくり事業</p> <p>④ 訪問、相談、つなぎ活動</p> <p>⑤ 生活支援事業</p> <p>⑥ 高齢者等食事サービス事業</p> <p>⑦ 地域でのサテライト型のミニデイ事業</p> <p>⑧ 利用者と地域が交流できる事業</p> <p>⑨ 学校休業日の子どもの居場所づくり事業（学習支援・子ども食堂）</p>
子育て相談	<p>○毎月曜日午後1時～3時（他随時実施）、認定こども園において育児相談を行い、育児についての不安や悩み、疑問などを相談できる場を提供します。</p>
子育て支援情報の提供	<p>○出産・育児等子育てに関するカレンダーの配布等により、必要な情報の提供に努めます。</p> <p>○隔週火曜日（月に2回）、主に未就園児の保護者及び在園児保護者に、子育てに関する情報誌を提供します。内容によっては関係機関・団体等にも配布し、連携をしながら情報の有効性を図ります。</p>
民生委員・児童委員、主任児童委員活動の推進	<p>○地域住民の立場に立って、要望を関係機関に伝えるとともに、訪問・相談など住民が安心して暮らせるよう支援を行います。</p>
多様な子育て支援サービス提供体制の整備	<p>○利用ニーズなどを踏まえ、一時預かり、延長保育、休日保育、病児保育など特別な保育サービスの提供体制の整備について検討していきます。</p>

(4) 子育て世帯の経済的負担の軽減

子育て中の世帯が安心して子育てできるよう、経済的な負担の軽減のための各種支援を行います。

主な取組

取組名	取組内容
多子世帯保育料等軽減事業	○多子世帯を応援し、経済的負担の軽減を図るため、第2子以降の保育料を無料とします。
福祉医療費助成 乳幼児医療費助成	○乳幼児、中学生以下の児童及び重度心身障がい者（重度心身障がい児を含む。以下同じ。）の医療費の一部を助成し、もってこれらの者の保健の向上と福祉の増進を図ります。
出産祝い金	○出産した場合、祝い金として10万円を贈ります。
児童手当	○児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次世代の社会を担う児童の健やかな成長を支援します。
児童扶養手当	○父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭（ひとり親家庭）の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ります。
給食費の無償化	○町立の保育施設に在籍している場合、全額町が負担し、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。
在宅福祉補助 （障がい者住宅改修）	○身体に障がいのある家庭を支援するため、家の改修・改造に対して助成します。
重度心身障がい者（児） 医療費等の支給	○重度心身障がい者（児）が保険適用医療を受けた際の自己負担額を支給します。
母子家庭等医療費助成事業	○ひとり親家庭に対して医療費を助成することにより、ひとり親家庭の生活の安定と福祉の増進を図ります。

2 すべての子どもの成長を支える環境づくり

(1) 子どもの生きる力の育成に向けた教育環境等の整備

次代の担い手である子どもたちが、心豊かな人間性を備え、個性豊かに生きる力を伸長することができるよう、地域の人材を生かした体験学習などを実施する特色ある学校づくりを推進するとともに、保護者や地域と連携した教育環境の整備に努め、子どもたちの生きる力と豊かな心を育てていきます。

主な取組

取組名	取組内容
確かな学力の向上	○学びたい意欲を高めるカリキュラムづくり、問題解決学習の展開、生活に根ざした体験的な学習や総合的な学習の推進、読書習慣の育成と図書館利用の促進などに取り組みます。
豊かな心の育成	○学校適応指導教室の設置、交流体験等の活動支援、道徳の時間の確保、教育相談体制の充実など、人権を尊重する教育、社会の変化に対応した生徒指導、学校の特色を生かした好ましい教育環境づくりを進め、豊かな心の育成に取り組みます。 ○自然の中での困難体験や生活体験を通して、感動する心や協調性、思いやり、自主性・忍耐力を培い、心豊かでたくましい児童・生徒を育成する小中学校の体験活動を推進します。
情報教育、国際理解教育の推進	○情報化・国際化に対応し、情報を選択・活用する基礎的な力の育成、情報モラルを身につけ、自立した態度の育成、コミュニケーション能力の育成、グローバルなものの見方・考え方を育てる国際理解教育の充実などに取り組みます。
スクールカウンセラーの活用	○教育相談活動を充実させるため、スクールカウンセラーを配置します。
教育施設の整備	○学校施設長寿命化計画に基づき、学校教育施設の計画的な保全に取り組むとともに、校舎等の改修や改築を行い、児童・生徒の学習環境の整備に努めます。
子どもの人権の尊重	○認定こども園・小中学校では、人権尊重の精神の涵養を図るとともに、一人ひとりを大切にする教育を推進し、すべての子どもの自立と自己実現に向けた連携を図ります。
いじめ対策の推進	○いじめ問題は迅速な対応が重要であることから「いじめを見逃さない」「いじめのない学校はない」を学校現場に徹底して訴えていくとともに、積極的に学校や家庭に出向き、いじめ問題の解決に向けて取り組みます。

(2) 子どもの健全育成環境の整備

地域において児童が自主的に参加し、自由に遊べ、安全に過ごすことのできる放課後や週末等の居場所づくりを推進し、子どもの健やかな成長を支援します。

主な取組

取組名	取組内容
放課後児童クラブの実施	○小学校に就学している児童であって、その保護者が仕事等により昼間家庭にいない場合に、授業終了後に児童厚生施設等を活用して適切な遊び及び生活の場を提供してその健全育成を図ります。
放課後子供教室の推進	○放課後の学校施設を活用し、子どもの安全・安心な活動場所を提供します。異学年活動、地域住民との世代間交流などを実施し、地域の教育力の向上や心豊かで健やかな児童の育成を図ります。
子どもの遊び場の適正管理等	○子どもの遊び場の適正な維持管理に努め、子どもの遊び場を確保していきます。
あったかふれあいセンター事業【再掲】	○少子高齢化が急速に進む中、住民が住み慣れた地域でふれあいを大切にしながら、安心して生活を営むことができるよう、世代を超えた共生型の集いの場を提供し、地域共生社会の実現を図ります。 ① 高齢者、障がい者等の交流の場、支え合いの拠点となる事業 ② 乳幼児の一時預かりを行う事業 ③ 放課後や長期休暇中の児童の居場所づくり事業 ④ 訪問、相談、つなぎ活動 ⑤ 生活支援事業 ⑥ 高齢者等食事サービス事業 ⑦ 地域でのサテライト型のミニデイ事業 ⑧ 利用者と地域が交流できる事業 ⑨ 学校休業日の子どもの居場所づくり事業（学習支援・子ども食堂）
子どもを取り巻く有害環境対策の推進	○スマートフォン等の普及とともに、長時間利用による生活リズムの乱れや有害サイトを通じた犯罪等が問題になっていることから、「青少年インターネット環境整備法」等に基づき、地域住民や関係機関・団体との連携協力の強化による、青少年のインターネットの適切・安全・安心な利用や保護者に対する普及啓発に努めます。

(3) 配慮を要する子どもと家庭を支える環境の整備

子どもが幸せに育つ権利を脅かす児童虐待などの問題に対して、早期に発見して適切な対応がとれるように、様々な関係機関との連携を強化し、相談体制の充実を図ります。

また、ひとり親家庭などの自立支援の推進、障がいのある子どもと家庭への支援、生活困窮世帯の子どもに対する支援など、子どもの健全な育成が保障される支援体制の充実に努めます。

主な取組

取組名	取組内容
中芸広域連合要保護児童対策地域協議会	<ul style="list-style-type: none"> ○平成 24 年から「中芸広域連合要保護児童対策地域協議会」の会議として、「代表者会議」「実務者会議」及び「個別ケース検討会議」が運営され、そのすべてを要保護児童調整機関（中芸広域連合保健福祉課）の長が招集しています。 ○被虐待の早期発見や適切な保護を図るため、関係機関が情報等を共有し、適切に連携・協力し、対応していきます。
児童虐待に対する相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応に関係機関が連携を図りながら取り組みます。また、地域の子どもが安心して暮らせるよう、町における相談体制の強化を図るとともに、関係機関との連携が図れるよう調整をしていきます。
子ども家庭総合支援拠点の設置検討	<ul style="list-style-type: none"> ○子ども及び妊産婦の福祉に関する支援業務を適切に行うため、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、専門的な相談対応や調査、訪問等による継続的な援助業務を担う拠点の整備が求められています。一方で、事業の実施には配置人員の基準により、有資格者の確保が必要となることから、複数の自治体による共同設置なども含め、事業の実施方策については十分に検討していく必要があります。
被害にあった子どもに対する相談体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○犯罪、いじめ、児童虐待等の被害にあった子どもに対して、関係機関と連携した心のケア、保護者のカウンセリング等を実施し、立ち直りを支援します。
障がい児保育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○児童の健全な発達を支援するため、障がいを持っているものの、集団で保育することが可能な児童について保育します。
療育支援	<ul style="list-style-type: none"> ○療育に関する相談支援や療育（心理、言語、運動）に関する支援及び施設（認定こども園等）への訪問指導支援を実施します。
放課後児童クラブ、放課後子供教室での障がい児の受入体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○放課後児童クラブ及び放課後子供教室での障がい児の受入体制の整備に努めます。

取組名	取組内容
通級による指導	○軽度の言語障がい及びLDなどがある児童に、通級指導教室での指導を実施します。
特別支援教員の活用	○通常学級に在籍するLD、ADHD、高機能自閉症など、特別に支援を必要な児童・生徒を支援するため、全小中学校に特別支援教員を配置します。
障がい児在宅福祉サービスの提供	○現在ある児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスで、障がい児を支援できる体制について検討していきます。
心身障がい児の更生施設、療護施設への入所	○家庭での養育が困難な心身障がい児について、児童相談所と連携して入所を支援します。
医療的ケア児の支援に向けた連携体制の構築	○医療的ケア児の連携体制の構築については、中芸広域連合自立支援協議会の組織を活用し、当該協議の場として検討していきます。
要支援児童・要保護児童支援	○不登校支援生活を立て直す支援、保護者支援等を行っており、不登校支援、虐待予防につなげていきます。
福祉避難所の設置等に関する取組の推進	○町内の福祉避難所協定先との協議を行うとともに、一般避難所における福祉避難所（スペース）の設置等について検討していきます。
ひとり親家庭の自立支援	○ひとり親家庭の自立に向け、就労支援・貸付相談等総合的な支援を行うとともに、ひとり親等に関する各種制度への知識を深め、関係機関との連携等により支援の充実に努めます。
町営住宅入居時の配慮	○町営住宅の入居申し込みにあたり、小学校就学前児童のいる家庭に対し、収入要件を緩和しています。
子ども食堂・学習支援等の運営支援	○貧困家庭を中心とした児童・生徒への支援として、子ども食堂や学習支援事業などを継続的に開催・運営する地域住民主体で構成された団体等を支援します。

3 子どもと子育て家庭にやさしい環境づくり

(1) 安心して子育てできる生活環境の整備

子どもや保護者が安心して外出できるよう、安全な道路交通環境の整備を進めるとともに、快適な住環境づくりを推進します。

主な取組

取組名	取組内容
防犯灯の整備	○歩道・集落等の地域防犯のための街灯を整備します。
交通安全施設の整備	○通学路において、交差点改良及び道路改良工事を実施し、安全、安心な歩行空間を整備します。
快適な住環境づくり (浄化槽設置助成)	○合併処理浄化槽設置に伴う国、県、町の定額補助を行います。

(2) 子どもの安全の確保

子どもが交通事故や災害、犯罪等の被害に遭わないよう、関係機関・関係団体と密接に連携して、避難対策、交通事故防止対策を推進するとともに、防犯に関する普及啓発を図ります。

主な取組

取組名	取組内容
交通安全教育の推進	○交通安全教室を認定こども園・小学校・中学校等で開催し、交通ルールの周知徹底を図ります。
通学時における安全確保	○警察等関係機関とともに、通学路の安全点検を定期的に行い、危険箇所の改善を図ります。 ○スクールガードリーダーによる登下校時の安全パトロールを実施します。
自主防災活動の推進	○認定こども園、小中学校等において、各種防災マニュアルを策定し、避難訓練等を定期的実施します。
不審者情報の提供	○学校連絡メール、F A X、電話等で不審者情報を町内子育て関係機関等に提供・共有します。

(3) 働きながら子育てしやすい環境の充実

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向けた働き方の見直しを図るために、高知県、地域の企業、労働者団体、高知労働局、子育て支援活動を行う団体等と連携しながら、地域の実情に応じた取組を進めます。

主な取組

取組名	取組内容
男女共同参画社会の推進	○「男女共同参画社会基本法」の基本理念や国民の役割、また、具体的に男女共同参画社会を実現するための方法等を、町広報誌等で住民に情報提供します。
仕事と子育ての両立のための広報・啓発・情報提供	○国等が作成したポスターやリーフレットを掲示するとともに、ホームページや、町広報誌等に掲載します。

第5章 主要事業の量の見込みと提供体制

1 子ども・子育て支援新制度の基本的な枠組み

(1) 子ども・子育て支援新制度における事業の体系

「子ども・子育て関連3法」の制定により、わが国の子ども・子育て支援は、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」へ移行しました。

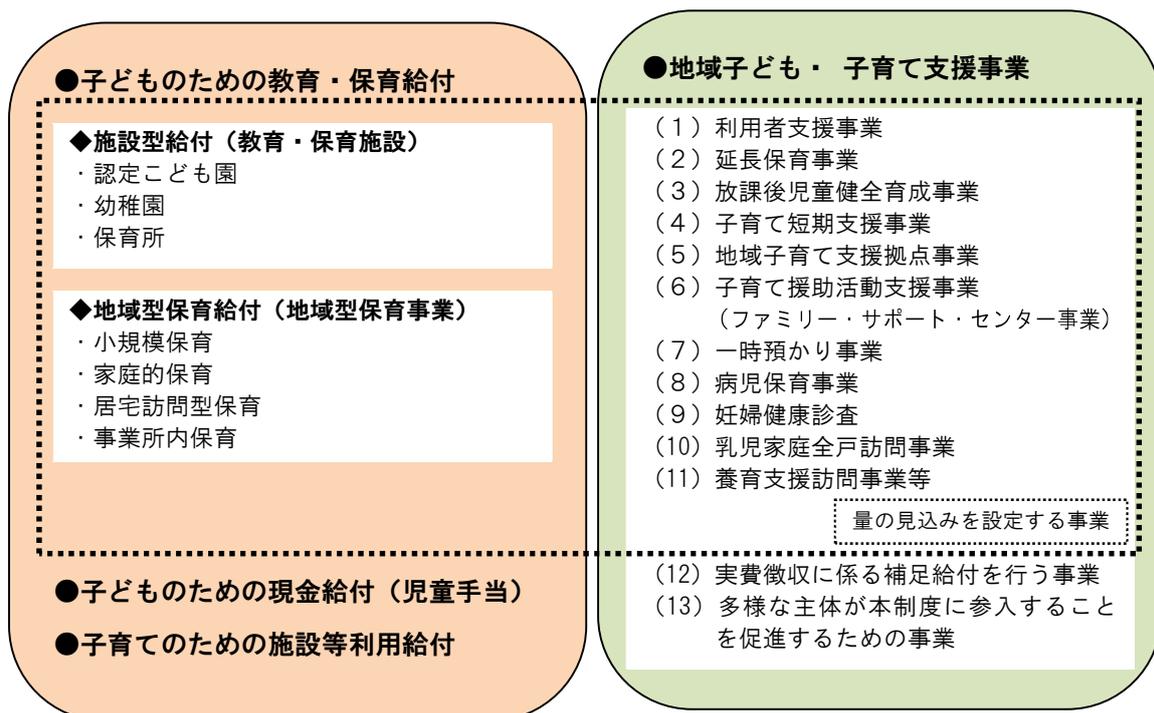
「子ども・子育て支援新制度」は、子どもを生き育てやすい社会の実現を目指して創設されたもので、新制度において町は、子ども・子育て支援の実施主体の役割を担い、地域のニーズに基づいて事業計画を策定し、質の高い幼児期の教育・保育及び地域の子ども・子育て支援事業の提供を図ることが求められています。

本計画で目標量を定める事業は、大きく「子どものための教育・保育給付」と「地域子ども・子育て支援事業」に分けられます。

幼児期の学校教育と、保育の必要性のある子どもへの保育については、幼稚園・保育所・認定こども園・小規模保育等の施設等を利用した場合に給付対象となり、給付は「施設型給付」と「地域型保育給付」に分かれます。

地域子ども・子育て支援事業は、市町村が地域の子ども・子育て家庭の実情に応じて実施する事業で、子ども・子育て支援法で13事業が定められており、その13事業は交付金の対象となります。

【子ども・子育て支援の給付と事業の全体像】



(2) 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法第61条第2項の規定により、市町村は子ども・子育て支援事業計画において、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況及び教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して教育・保育提供区域を設定し、設定した区域ごとに「量の見込み」と「確保方策」を示すこととされています。

- **「量の見込み」**…現在の利用状況及び住民ニーズ調査等の利用希望等を踏まえて算出した、計画期間中の各年度における、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の需要見込みをいいます。
- **「確保方策」**…「量の見込み」に対応する施設の整備及び事業の拡充等を目指した、各年度における提供体制の確保の内容（施設・事業の目標整備量）をいいます。

本町では、町内全域を1つの区域として設定し、現在の利用実態や今後のニーズを踏まえ、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を実施します。

(3) 量の見込み及び確保方策の設定にあたっての考え方

① 量の見込みの算出方法

子ども・子育て支援事業計画は、地域の人口構造や産業構造等の地域特性、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に相当する事業の利用状況、利用希望等を踏まえて作成していく必要があります。

量の見込みの算出にあたっては、児童数の将来推計と平成30年度に実施したニーズ調査の集計結果を用い、国から示されている「市町村子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の算出等のための手引き」に準じて教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業のニーズ量を推計しています。

しかし、国が示す方法は、ニーズ調査結果から全国一律に推計値を算出するものであることから、町の実情と乖離することもあるため、それらのサービスについては、必要に応じて教育・保育施設の配置状況、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用実績等を勘案するなど、地域の実情等を考慮し、「量の見込み」を定めました。

② 児童数の将来推計

本町の児童数は、平成31年以降も引き続き減少が見込まれ、令和6年には0～5歳児が79人、6～11歳児が80人となることが見込まれます。

【児童数の将来推計】

(単位:人)

年齢	実績	推計				
	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	11	13	11	11	11	10
1～2歳	33	27	29	30	28	28
1歳	13	13	15	13	13	13
2歳	20	14	14	17	15	15
3～5歳	52	49	39	42	40	41
3歳	11	18	12	13	15	13
4歳	21	10	17	12	13	15
5歳	20	21	10	17	12	13
6～8歳	55	56	54	42	41	34
6歳	21	19	20	9	16	11
7歳	19	18	16	17	8	15
8歳	15	19	18	16	17	8
9～11歳	68	62	61	48	48	46
9歳	30	14	18	17	15	16
10歳	19	31	14	18	17	15
11歳	19	17	29	13	16	15
計	219	207	194	173	168	159

資料:平成31年:住民基本台帳(4月1日)

令和2年～令和6年:住民基本台帳(各年4月1日)を基にコーホート変化率法を用いて推計

③ 確保方策の設定

児童人口の推計や施設整備状況等を考慮の上、設定した量の見込みに対応するよう、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「確保方策(確保の内容及び実施時期)」を設定し、必要な提供体制の整備に努めます。

2 教育・保育の量の見込みと提供体制

(1) 教育・保育に関する施設・事業について

量の見込みと提供体制を定める教育・保育とは、小学校就学前の子どもが日常的に通う施設・事業であり、「教育・保育施設」と「地域型保育事業」に区分されます。

【教育・保育施設】

種別	概要	対象年齢
認定こども園	保護者の就労にかかわらず利用でき、幼児期の教育と保育を一体的に行う施設	0～5歳
幼稚園	小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う施設	3～5歳
保育所	就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設	0～5歳

(注) 教育・保育施設のうち、町が施設型給付の対象として確認したものを「特定教育・保育施設」といいます。

【地域型保育事業】

種別	概要	対象年齢	利用定員
家庭的保育事業	家庭的な雰囲気のもとで、少人数で保育を行う事業	0～2歳	5人以下
小規模保育事業	少人数を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、保育を行う事業		6～19人
居宅訪問型保育事業	障がい・疾患などで個別のケアが必要な場合や、施設がなくなった地域で保育を維持する必要がある場合などに、保護者の自宅で保育する事業		—
事業所内保育事業	会社や事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもと一緒に保育する事業		—

(注) 地域型保育事業のうち、町が地域型保育給付の対象として確認したものを「特定地域型保育事業」といいます。

(2) 保育の必要性・必要量の認定（教育・保育給付認定）について

認定こども園や地域型保育事業の利用にあたっては、「教育・保育給付認定」を受ける必要があり、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、教育・保育給付認定を行います。

教育・保育給付認定は、子どもの年齢や、保育を必要とする事由、保育を必要とする時間（保護者の就労時間）、その他に優先すべき事情等に応じて、1号認定から3号認定まで3つの区分があります。

2号認定及び3号認定は、保護者の就労時間等により、保育施設等の利用時間について「保育標準時間（最長11時間までの利用）」と「保育短時間（最長8時間までの利用）」の2種類に区分されます。認定区分によって利用できる施設や時間が変わります。

【認定区分と提供施設】

認定区分	年齢・保育の必要性	提供施設	利用時間
1号認定	3～5歳 保育の必要性なし	特定教育・保育施設 (認定こども園及び幼稚園)	①教育標準時間
2号認定※1	3～5歳 保育の必要性あり	特定教育・保育施設 (認定こども園及び保育所)	②保育標準時間 ③保育短時間
3号認定※2	0～2歳 保育の必要性あり	特定教育・保育施設 (認定こども園及び保育所)及び 特定地域型保育事業	②保育標準時間 ③保育短時間

※1 2号認定については、幼児教育の利用希望が強い「2号認定（教育ニーズ）」と、それ以外の2号認定（「2号認定（保育ニーズ）」）に区分して必要利用定員総数を算出

※2 3号認定については、0歳、1～2歳を区別して必要利用定員総数を算定

(3) 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策

教育・保育の量の見込みについては、国の示した方法に従い算出したニーズ量を基に、各認定区分別の利用実績を勘案して「量の見込み」を設定しました。

① 1号認定

■ ■ 量の見込みと確保方策 ■ ■

(単位:人)

1号認定	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み (必要利用定員総数)	2	1	2	1	1
②確保の内容	15	15	15	15	15
特定教育・保育施設	15	15	15	15	15
確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
差(②-①)	13	14	13	14	14

■ ■ 確保にあたっての考え方 ■ ■

町立認定こども園なほり(幼稚部)にて、利用ニーズに対応していきます。

② 2号認定

■ ■ 量の見込みと確保方策 ■ ■

(単位:人)

2号認定	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み (必要利用定員総数)	43	35	37	36	36
教育ニーズ	7	6	6	6	6
保育ニーズ	36	29	31	30	30
②確保の内容	60	60	60	60	60
特定教育・保育施設	60	60	60	60	60
その他認可外保育施設等	0	0	0	0	0
差(②-①)	17	25	23	24	24

■ ■ 確保にあたっての考え方 ■ ■

町立認定こども園なほり(幼稚部)にて、利用ニーズに対応していきます。

③ 3号認定

■ ■ 量の見込みと確保方策 ■ ■

■ 0歳児

(単位:人)

3号認定(0歳児)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み (必要利用定員総数)	10	9	9	9	8
②確保の内容	9	9	9	9	9
特定教育・保育施設	9	9	9	9	9
地域型保育事業	0	0	0	0	0
その他認可外保育施設等	0	0	0	0	0
差(②-①)	▲1	0	0	0	1

■ 1・2歳児

(単位:人)

3号認定(1・2歳児)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み (必要利用定員総数)	23	25	26	24	24
②確保の内容	46	46	46	46	46
特定教育・保育施設	46	46	46	46	46
地域型保育事業	0	0	0	0	0
その他認可外保育施設等	0	0	0	0	0
差(②-①)	23	21	20	22	22

■ ■ 3号認定の保育利用率 ■ ■

(単位:人、%)

3号認定の保育利用率	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳児	76.9%	81.8%	81.8%	81.8%	80.0%
1・2歳児	85.2%	86.2%	86.7%	85.7%	85.7%

■ ■ 確保にあたっての考え方 ■ ■

町立認定こども園なほり(乳児部)にて、利用ニーズに対応していきます。

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

(1) 利用者支援事業

■ 事業内容 ■

○子どもや保護者の身近な場所等で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業の利用などについて、情報の集約と提供を行い、子どもや保護者からのそれらの利用にあたっての相談に応じる事業です。また、関係機関との連絡や調整等を行います。

■ 現状 ■

○本町では、中芸広域連合の派遣保健師が対応しています。

■ 量の見込みと確保方策 ■

(単位:か所)

利用者支援事業	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1	1	1	1	1
②確保の内容	1	1	1	1	1
基本型	0	0	0	0	0
特定型	0	0	0	0	0
母子保健型	1	1	1	1	1

(注) 基本型・特定型:職員配置—専任職員(利用者支援専門員)を1名以上配置

母子保健型:職員配置—母子保健に関する専門知識を有する保健師、助産師等を1名以上配置

■ 確保にあたっての考え方 ■

○母子保健型として、令和2年度から、母子保健コーディネーターを配置し、住民福祉課(保健センター)内に「子育て世代包括支援センター」を開設します。

○「子育て世代包括支援センター」は、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々なニーズに対して、切れ目のない支援を提供します。

○また、中芸広域連合をはじめ、関係機関と連携しながら、情報提供、相談等必要な支援を行います。

(2) 延長保育事業

■ ■ 事業内容 ■ ■

○保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園等において保育を実施する事業です。

■ ■ 現状 ■ ■

○本町では実施していませんが、認定こども園では7時30分～18時30分までの11時間開所しています。また、迎えが遅れる場合は、可能な限り個別の対応をしています。

■ ■ 量の見込みと確保方策 ■ ■

(単位:人、か所)

延長保育事業	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	2	2	2	2	2
②確保の内容	0	0	0	0	0
実施か所数	0	0	0	0	0
差(②-①)	▲ 2	▲ 2	▲ 2	▲ 2	▲ 2

■ ■ 確保にあたっての考え方 ■ ■

○保育士の人材確保が困難ではありますが、利用ニーズがみられるため、計画に組み込むよう、年度ごとの計画見直しの際に検討していきます。

(3) 放課後児童健全育成事業

■ 事業内容 ■

○仕事などで日中保護者が家庭にいない、おおむね小学校の児童を対象に、授業の終了後に公共施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です（放課後児童クラブ）。

■ 現状 ■

- 子育て支援拠点施設（みんなのおうち）を利用して、就労等により昼間保護者が家庭にいない小学校低学年の児童を、登録制により受け入れています。
- 子育て支援拠点施設（みんなのおうち）の登録者数は増加傾向で推移しており、令和元年度は31人となっています。

■ 量の見込みと確保方策 ■

（単位：人、か所）

放課後児童健全育成事業	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	40	39	30	29	26
1年生	11	11	8	8	7
2年生	9	8	7	6	5
3年生	8	8	6	6	5
低学年計	28	27	21	20	17
4年生	6	6	5	5	4
5年生	4	4	2	3	3
6年生	2	2	2	1	2
高学年計	12	12	9	9	9
②確保の内容	40	40	40	40	40
実施か所数	1	1	1	1	1
差(②-①)	0	1	10	11	14

■ 確保にあたっての考え方 ■

- 現在実施している放課後児童クラブ1か所でニーズが賅えるため、継続して実施していきます。
- 一体型の放課後児童クラブと放課後子供教室の連携が図れるよう推進していくとともに、必要に応じて、余裕教室の活用や放課後児童クラブの開所時間の延長についても検討します。

(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

■ ■ 事業内容 ■ ■

- 「ショートステイ」は、保護者の病気や出産、家族の介護、冠婚葬祭等への出席のため、家庭において児童の養育が困難になった場合、児童養護施設又は乳児院において子どもを一定期間（原則7日間）預かる事業です。
- 「トワイライトステイ」は、保護者が仕事やその他の理由により、平日の夜間又は休日に不在となり、家庭において児童の養育が困難な場合に、児童養護施設において子どもを預かる事業です。
- ※ 国の示す方法では、トワイライトステイは「一時預かり事業（幼稚園型を除く）」の中で量を見込むこととなりますが、本町では、ショートステイとトワイライトステイを「子育て短期支援事業」として掲載しています。

■ ■ 現状 ■ ■

- 本町に対応施設がありませんが、ショートステイ事業については、町外の児童福祉施設に委託して対応することとしています。
- 第1期計画期間中の利用はありませんでした。

■ ■ 量の見込みと確保方策 ■ ■

（単位：人日（年間延べ利用日数）、か所）

ショートステイ事業	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	0	0	0	0	0
②確保の内容	8	8	8	8	8
実施か所数	1	1	1	1	1
差(②-①)	8	8	8	8	8

■ ■ 確保にあたっての考え方 ■ ■

- ニーズ調査結果からの利用ニーズはみられませんでした。引き続き委託契約を締結し、緊急の際に対応できる体制の維持に努めます。

(5) 地域子育て支援拠点事業

■ ■ 事業内容 ■ ■

○乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

■ ■ 現状 ■ ■

○本町では実施していません。
○類似の事業では、中芸広域連合が中芸地域における子育て支援の拠点として田野町内に「遊分舎」を開設し、子育て中の親子の交流や育児相談などに対応しています。

■ ■ 量の見込みと確保方策 ■ ■

(単位:人回(月間延べ利用日数)、か所)

地域子育て支援拠点事業	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	36	36	37	35	34
②確保の内容	0	0	0	0	0
実施か所数	0	0	0	0	0
差(②-①)	▲ 36	▲ 36	▲ 37	▲ 35	▲ 34

■ ■ 確保にあたっての考え方 ■ ■

○現在実施している類似事業を継続して実施していくことにより、利用ニーズに対応していきます。

(6) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

■ ■ 事業内容 ■ ■

○乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業（ファミリー・サポート・センター事業）です。

※ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）は、対象者で区分すると、未就学児に対するもの、病児・病後児に対するもの、就学児に対するものの3つに区分されます。国の示す方法に従い、本項では、就学児に対する事業について掲載し、就学前児童を対象とした事業は「(7) 一時預かり事業」の中で、病児・病後児を対象とした事業は「(7) 病児保育事業」の中で見込んでいます。

■ ■ 現状 ■ ■

○本町では実施していません。

■ ■ 量の見込みと確保方策 ■ ■

（単位：人日（年間延べ利用日数）、か所）

ファミリー・サポート・センター事業※	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	0	0	0	0	0
②確保の内容	0	0	0	0	0
実施か所数	0	0	0	0	0
差(②-①)	0	0	0	0	0

※就学児童対象

■ ■ 確保にあたっての考え方 ■ ■

○ニーズ調査の結果から、就学児童を対象とした事業の利用ニーズはみられませんでした。一方で、未就学児を対象とした一時預かりの利用ニーズはみられることから、ファミリー・サポート・センター事業については、令和6年度を目途にサービスを開始できるよう、提供体制の整備について検討を進めます。

(7) 一時預かり事業

■ ■ 事業内容 ■ ■

○家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

■ ■ 現状 ■ ■

○本町では実施していませんが、あったかふれあいセンター事業の中で、登録制による児童及び乳幼児の一時預かりを実施しています。

【あったかふれあいセンター事業(乳幼児の一時預かり)の実施状況】

(単位:人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実利用者数	2	2	8	4

資料:奈半利町

■ ■ 量の見込みと確保方策 ■ ■

① 一時預かり事業 (幼稚園型)

(単位:人日(年間延べ利用日数)、か所)

一時預かり事業(幼稚園型)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1,835	1,461	1,573	1,498	1,536
1号認定による利用	0	0	0	0	0
2号認定による利用	1,835	1,461	1,573	1,498	1,536
②確保の内容	0	0	0	0	0
実施か所数	0	0	0	0	0
差(②-①)	▲1,835	▲1,461	▲1,573	▲1,498	▲1,536

② 一時預かり事業（幼稚園型を除く）

（単位：人日（年間延べ利用日数）、か所）

一時預かり事業（幼稚園型を除く）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	132	118	124	118	118
②確保の内容	0	0	0	0	0
保育施設等における一時預かり	0	0	0	0	0
実施か所数	0	0	0	0	0
ファミリー・サポート・センター※	0	0	0	0	0
実施か所数	0	0	0	0	0
差(②-①)	▲132	▲118	▲124	▲118	▲118

※就学前児童対象

■■ 確保にあたっての考え方 ■■

○あったかふれあいセンター事業の中で実施している一時預かりは類似事業として継続しますが、多くの利用ニーズがあるため、計画に組み込めるよう、年度ごとの計画見直しの際に検討し、関係機関と調整していきます。

○ファミリー・サポート・センター事業については、令和6年度を目途にサービスを開始できるよう、提供体制の整備について検討を進めます。

(8) 病児保育事業

■ ■ 事業内容 ■ ■

○病氣中や病後の子どもを病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業です。

■ ■ 現状 ■ ■

○本町では実施していません。

■ ■ 量の見込みと確保方策 ■ ■

(単位:人日(年間延べ利用日数)、か所)

病児保育事業等	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	230	205	215	205	205
②確保の内容	0	0	0	0	0
病児・病後児保育	0	0	0	0	0
実施か所数	0	0	0	0	0
ファミリー・サポート・センター※	0	0	0	0	0
実施か所数	0	0	0	0	0
差(②-①)	▲230	▲205	▲215	▲205	▲205

※病児・緊急対応強化事業

■ ■ 確保にあたっての考え方 ■ ■

○利用ニーズはみられるものの、事業の実施には看護師や保育士の確保が必要となるため、町単独でできるか、中芸地域全体で実施するかなど、確保方策の検討をしていきます。

(9) 妊婦に対して健康診査を実施する事業（妊婦健診）

■ 事業内容 ■

○妊婦に対して健康診査を実施する事業は、母子保健法第13条で、市町村が必要に応じ、妊産婦に対して健康診査を行うことを規定されていることを根拠に実施している事業で、妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

■ 現状 ■

○本町では、中芸広域連合が「妊婦一般健康診査」により実施しています。

【妊婦一般健康診査の実施状況】

(単位:人、人回(年間延べ受診回数))

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
受診者数	29	28	19	21
受診回数	214	255	154	154

資料:中芸広域連合

■ 量の見込みと確保方策 ■

(単位:人回(年間延べ受診回数))

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	182	154	154	154	140
確保方策(提供体制)	実施場所:県内委託医療機関及び助産所 検査項目:県委託内容に沿って実施 実施時期:妊娠初期～(公費負担回数 14回まで)				

■ 確保にあたっての考え方 ■

○現在実施している事業を継続することにより、妊婦の健康の保持及び増進を図ります。

(10) 乳児家庭全戸訪問事業

■ ■ 事業内容 ■ ■

○医学的にも乳児期早期は母親が育児不安を強く感じるため、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

■ ■ 現状 ■ ■

○生後4か月までの乳児のいる家庭に保健師が訪問し、育児相談、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握等を行います。訪問を受けられなかった家庭にも、各種の子育て支援情報の提供や交流会への参加を促し、育児不安の解消を図っています。
○本町では、中芸広域連合の「産前産後サポート事業」も活用して実施しています。

【産前産後サポート事業の実施状況】

(単位:人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
訪問者数	20	23	12	11

資料:中芸広域連合

■ ■ 量の見込みと確保方策 ■ ■

(単位:人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	13	11	11	11	10
確保方策(提供体制)	実施機関:奈半利町住民福祉課、中芸広域連合 委託機関:社会福祉法人ぷらうらんど 実施体制:保健師1~2名				

■ ■ 確保にあたっての考え方 ■ ■

○現在実施している事業を継続することにより、すべての家庭を訪問し、支援を行っていきます。

(11) 養育支援訪問事業

■ ■ 事業内容 ■ ■

- 養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・助産師・保育士などがその家庭を訪問し、養育に関する指導、助言等を行い、適切な養育の実施を確保することを目的とした事業です。
- 「養育支援が特に必要」とする家庭とは、例えば「若年の妊婦、妊婦健康診査未受診者、育児ストレスや産後うつ状態等になっている養育者、虐待のおそれやそのリスクがある家庭など」があげられます。

■ ■ 現状 ■ ■

- すべての家庭を訪問して支援を行うとともに、養育支援が特に必要な家庭に対し、指導・助言や具体的な援助等、生活を立て直す支援、保護者支援等を行っており、適切な養育実施の確保に努めています。
- 要保護児童対策地域協議会を設置し、要保護児童の個々の課題を明確にするとともに、具体的な援助方法について協議を行っています。

■ ■ 量の見込みと確保方策 ■ ■

(単位:人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	10	10	10	10	10
確保方策(提供体制)	子育て支援と養育支援を継続して事業を実施する。				

■ ■ 確保にあたっての考え方 ■ ■

- 保健師による、すべての家庭への訪問を継続し、支援を行っていきます。
- 関係機関との連携により、要保護児童の早期発見と、きめ細かな対応が行えるよう、要保護児童対策地域協議会活動の一層の強化を目指します。

4 幼児期の教育・保育の一体的な提供及び推進方策

(1) 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割等に係る考え方と推進方策

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要なものであり、子どもの最善の利益を第一に考えながら、子どもたちに質の高い教育・保育の提供を行うとともに、家庭や地域の教育力・子育て力の向上に向けた支援を実施していく必要があります。

本町では、現在、公立の認定こども園が1園開設されており、その普及が進んできました。引き続き幼稚園・保育所としてこれまで培われてきた知識・技能など双方の良さを生かし、認定こども園ならではの質の高い教育・保育の提供に努めていきます。

また、本計画の基本理念の実現を目指し、人格形成の基礎が培われる重要な時期に必要な子育て支援を行うため、家庭や認定こども園、地域が連携を密にし、地域の実情にあった効果的な事業を提供します。

(2) 教育・保育の質の向上のための支援

幼児期の質の高い教育・保育の提供を確保するため、高知県幼保支援課職員による指導、プレイアドバイザーや高知大学准教授による保育の質の向上を図る研修を継続して実施していくとともに、幼稚園教諭・保育士の合同研修や障がい児研修等への積極的な参加を推進し、教育・保育現場の技能向上に努めます。

(3) 教育・保育施設、小中学校の連携

個々の発達段階にあわせ、教育・保育施設から小中学校への切れ間のない支援が得られるよう、保護者を交えたケース会議を開催するなどの連携を図ります。

また、幼小中の一貫した取組を通して、健康づくりや生活習慣の確立、基礎学力の定着など、必要な時期に必要な育ちが体得できる細やかな対応を図ります。特に支援の必要な子どもへの対応は、専門機関の協力を得ながら進めていきます。

5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施

令和元年10月から実施されている幼児教育・保育の無償化は、子育て世帯を応援し、社会保障を全世代型へ抜本的に変え、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、幼児教育の負担軽減を図る少子化対策の観点から取組が行われるものです。

また、幼児教育・保育の無償化の実施に伴い、以前からある「子どものための保育・教育給付」以外に「子育てのための施設等利用給付」が創設されました。

施設等利用給付の実施にあたっては、公正かつ適正な支給を実施していくため、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、給付方法についての検討を行うとともに、特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使について、高知県と連携した対応を行うなど、円滑な実施に向けた取組が重要となっています。

子育てのための施設等利用給付の給付申請については、保護者の利便性や過誤請求・支払いの防止等に配慮するとともに、保護者への支払いは年4回以上となるよう、施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保に取り組むこととします。

また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監督等については、高知県に対し、施設等の所在、運営状況、監査状況等の情報提供、立入調査への同行、関係法令に基づく是正指導等の協力を要請することができることを踏まえ、高知県との連携や情報共有を図りながら、適切な取組を進めていきます。

【子育てのための施設等利用給付制度について】

【子育てのための施設等の利用に係る支援の概要】

○3歳から5歳までの子どもと0歳から2歳までの保育の必要性がある住民税非課税世帯の子どもを対象に、保護者の申請により町が認定して、対象となる施設・事業を利用した際に要する費用を給付する仕組み

【対象施設・事業】

- 子どものための教育・保育給付の対象外である幼稚園
- 特別支援学校の幼稚部
- 幼稚園の預かり保育
- 認可外保育施設等（認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業））

※認定こども園（国立・公立大学法人立）も対象

6 新・放課後子ども総合プラン

「新・放課後子ども総合プラン」とは、認定こども園等を利用する共働き家庭等が、児童の小学校就学後においても安全・安心な放課後等の居場所を確保するとともに、次代を担う人材を育成するため、すべての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型^{※1}を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備等を進めるため、新・放課後子ども総合プランとして盛り込むものです。

なお、本町では、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体型又は連携型^{※2}の整備を推進します。

- ※1 一体型…同一の小中学校内等で両事業を実施し、共働き家庭等の児童を含めたすべての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加できるもの
- ※2 連携型…放課後児童クラブ又は放課後子供教室を小中学校外で実施するものの、共働き家庭等の児童を含めたすべての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加できるもの

(1) 放課後児童クラブの年度ごとの量の見込み及び目標整備量

低学年と高学年をあわせた全体のニーズは増加傾向にあります。一方で、児童人口の減少に伴い、利用者数は減少していくことが見込まれ、現状の1か所でニーズが賄えるため、継続して実施していきます。

■ ■ 量の見込みと確保方策 ■ ■

【再掲】

(単位:人、か所)

放課後児童健全育成事業	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	40	39	30	29	26
1年生	11	11	8	8	7
2年生	9	8	7	6	5
3年生	8	8	6	6	5
低学年計	28	27	21	20	17
4年生	6	6	5	5	4
5年生	4	4	2	3	3
6年生	2	2	2	1	2
高学年計	12	12	9	9	9
②確保の内容	40	40	40	40	40
実施か所数	1	1	1	1	1

(2) 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の令和5年度までの目標

本町の放課後子供教室は、小学校の再編に伴い、令和2年度より1教室（奈半利子ども教室）となり、主に奈半利町民会館や米ヶ岡生活体験学校を利用した連携型のほか、子育て支援拠点施設（みんなのおうち）において、一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室を実施しています。

放課後児童クラブは、小学校の敷地外の子育て支援拠点施設（みんなのおうち）において実施していることから、当面の間は、連携型又は一体型を継続していくこととし、徐々に一体型への移行を目指します。

(3) 放課後子供教室の令和5年度までの実施計画

引き続き、地域の方々の参画を得て、放課後子供教室を実施し、子どもたちに勉強やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流の機会を提供していきます。

（単位：日）

放課後子供教室		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
活動日数	一体型	45	45	56	75
	連携型	35	35	24	5

(4) 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な、又は連携による実施方策

放課後児童クラブ及び放課後子供教室を一体的、又は連携により実施するためには、関係者の間で様々な調整を行う必要があります。

そのため、放課後子供教室を実施している施設において、放課後子供教室のコーディネーターと放課後児童クラブの支援員が連携できるよう定期的な打ち合わせの場を設けます。

また、放課後児童クラブを利用する児童が放課後子供教室を利用する場合の児童の受け入れや引き渡しについて双方が連携を図れるような体制を構築します。

(5) 小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子供教室への活用方策

今後の学級数の推移の把握に努めながら、教育委員会及び福祉部局において、学校施設の活用状況等について協議を行い、学校教育に支障が生じることのないよう留意した上で、余裕教室等の活用促進を図ります。

(6) 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施に係る連携方策

放課後児童クラブ及び放課後子供教室の両事業の実施については、学校との調整が不可欠であるため、教育委員会と連携し、両事業の実施状況・課題などについて情報共有を図り、十分な協議を踏まえ、推進していきます。

(7) 特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策

児童の安全・安心を第一に、配慮が必要な児童への支援方法等に関する研修や受入れに必要な加配等に関する補助体制の充実を図ります。

(8) 地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組

現状、放課後児童クラブは午後6時まで開設しています。
今後は、利用者のニーズに合った開所時間の設定に努めます。

(9) 放課後児童クラブの役割をさらに向上させていくための方策

放課後児童クラブは、単に保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童を授業の終了後に預かるだけではなく、児童が放課後児童支援員の助けを借りながら、基本的な生活習慣や異年齢児童等との交わり等を通じた社会性の習得、発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができる「遊びの場」「生活の場」となります。

また、子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る役割を担っているものであることを踏まえ、こうした放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図るため、「放課後児童クラブ運営指針」（平成27年4月、厚生労働省）等を基本に、こどもの発達段階に応じた育成と環境づくりを進めていきます。

支援員については、適切な遊び、生活の援助ができる指導力を養い、きめ細やかな配慮と適切な判断ができるよう研修を通じた支援の質の向上を目指します。

(10) 放課後児童クラブにおける育成支援の内容の利用者や地域住民への周知方策等

ホームページ等による周知を推進するとともに、放課後子供教室との連携を通じて、地域との連携を図り、地域組織や子どもに関わる関係機関等と継続的に情報共有ができる体制づくりを目指します。

第6章 計画の推進

1 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、庁内関係各課と連携して横断的な施策に取り組むとともに、認定こども園、認可外保育施設など、子ども・子育て支援事業者、学校、企業、住民と連携して、多くの方の意見を取り入れながら取組を広げていきます。

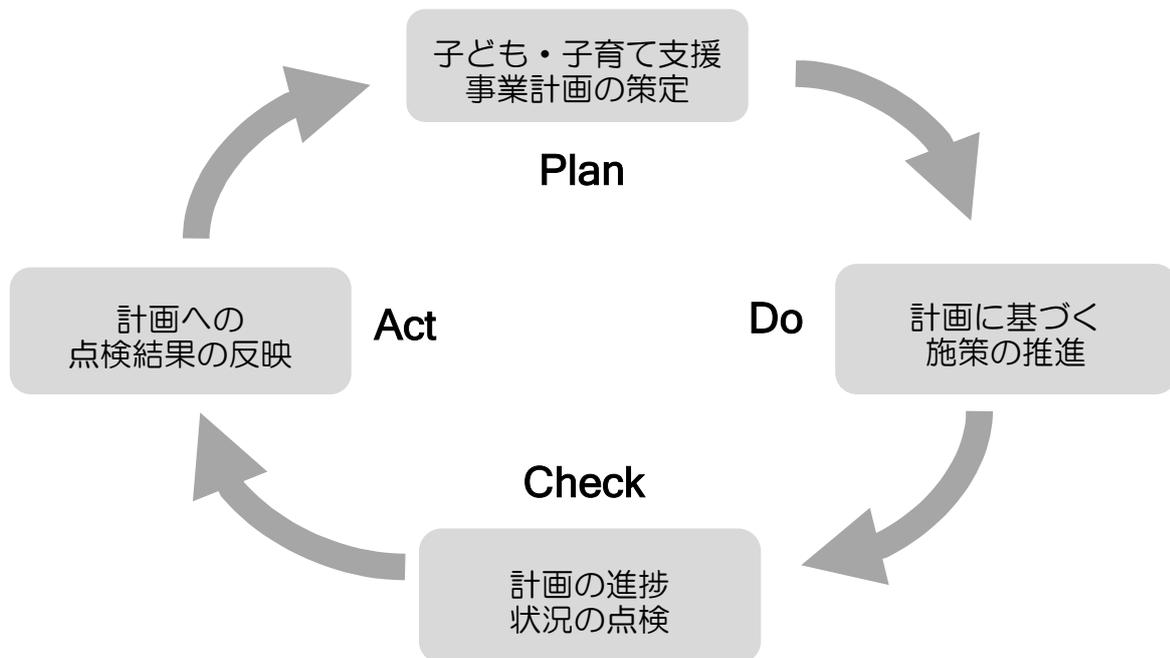
また、社会情勢の急速な変化にも柔軟に対応し、事業に的確に反映します。

2 進捗状況の管理

子ども・子育て支援事業計画に基づく施策の進捗状況について点検・評価することが重要です。

子ども・子育て支援の推進においては、奈半利町住民福祉課が事務局となり、毎年度、関係機関・団体と連携を図りながら、基本目標の達成に向けて進行状況の把握、点検を行い、子ども・子育て会議において評価を実施します。

また、子ども・子育て会議での審議により、必要に応じて本計画の施策の見直し・改善を図ります。



資料編

1. 奈半利町子ども・子育て会議設置条例

(平成 25 年 12 月 19 日条例第 18 号)

(設置等)

第 1 条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第 1 項の規定に基づき、奈半利町子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を設置するとともに、同条第 3 項の規定により子育て会議の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 子育て会議は、委員10人以内で組織する。

(委員)

第 3 条 委員は、子ども（法第 6 条第 1 項に規定する子どもをいう。）の保護者（同条第 2 項に規定する保護者をいう。）、子ども・子育て支援（法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援をいう。）に関し学識経験を有する者その他町長が適当であると認める者のうちから、町長が委嘱する。

(任期等)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 子育て会議に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、子育て会議を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 会議の議長は、委員長が当たる。

3 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席等)

第 7 条 子育て会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 子育て会議の庶務は、住民福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、委員長が子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

2 この条例の施行の日以後最初に招集される会議は、第6条第1項の規定にかかわらず町長が招集するものとする。

2. 奈半利町子ども・子育て会議委員名簿

3. 策定経過

時 期	策 定 経 過
平成31年 2月1日 ～2月12日	子どもの成長と子育て支援に関するアンケート調査実施
令和元年 5月29日	第1回 奈半利町子ども子育て会議 (1) 地域子ども・子育て支援制度 (2) 奈半利町子ども・子育て会議の組織について (3) ニーズ調査の結果について (4) 進捗状況、今後の取組について (5) その他
令和元年 12月18日	第2回 奈半利町子ども子育て会議 (1) 第2期奈半利町子ども・子育て支援事業計画【骨子案】について (2) 特定事業の量の見込みについて
令和2年 2月14日	第3回 奈半利町子ども子育て会議 (1) 第2期奈半利町子ども・子育て支援事業計画【素案】について (2) その他
令和2年 月 日 ～ 月 日	第2期奈半利町子ども・子育て支援事業計画（案）のパブリックコメント実施
令和2年 月 日	